令和３年６月の主な動き、取組

１ 雇用失業情勢への対応（令和3年5月内容）

（職業安定課）

有効求人数	40,940 人	対前年同月比 13.2%増（２か月連続の増加）
有効求職者数	35,304 人	対前年同月比　6.9%増（10 か月連続の増加）
有効求人倍率	1.21 倍	前月比　0.05 ポイント増

・各種支援事業、求職者支援制度、雇用調整助成金をはじめとする各種助成金などの活用による雇用促進
・積極的な求人開拓の実施
（新型コロナウイルス感染症の影響による離職者対象求人含む）
・若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

２ 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響について

（職業安定課・職業対策課）

雇用調整助成金の支給申請・決定状況
コロナに負けるな

３ 新規高等学校卒業予定者に係る求人受付開始について　（訓練室）

６月１日（火）から県内各ハローワークで高卒求人の受付を開始します。
高校生の採用枠確保に取り組んでまいります。

４ 令和 2 年度過重労働解消キャンペーンにおける監督指導結果について

（労働基準部監督課）

昨年 11 月に実施した「過重労働キャンペーン」におけます監督指導結果は以下の通りです。

１　監督指導の実施事業場数　41 事業場
２　主な違反内容
　①　違法な時間外労働　14 事業場（34.1%）
　②　賃金不払残業があったもの　7 事業場（17.1%）
　③　過重労働による健康障害防止措置が未実施　16 事業場（39.0%）
など

５ 梅雨期の土砂崩壊等による労働災害の防止に取り組みます

（労働基準部健康安全課）

梅雨期においては、大雨等により土砂崩壊等が発生し、労働災害につながる懸念があるため、作業箇所の事前点検や避難措置等の対策を確実に講じるよう、指導等を徹底してまいります。

６ 鹿児島県建設工事関係者連絡会議を開催します （労働基準部健康安全課）

令和３年６月１日（火）、１４：００よりかごしま県民交流センター大ホールにて、鹿児島県建設工事関係者連絡会議を開催します。同会議では国や県の発注機関、建設業関係団体、労働災害防止団体及び鹿児島労働局が協力した取組を話し合い、労働災害の一層の減少を図ることとしています。

７ 労働保険の年度更新（申告・納付）は 6 月 1 日から 7 月 12 日までです

（総務部労働保険徴収室）

コロナ禍でもありますので、郵送や電子申請による手続きにご協力をお願いします。

4月の有効求人倍率は、前月を 0.05 ポイント上回り 1.21 倍となる

鹿児島県の4月の有効求人倍率（季節調整値）は 1.21 倍となり、前月を 0.05 ポイント上回りました。

新規求人倍率（同）は 2.00 倍となり、前月を 0.07 ポイント下回りました。

正社員有効求人倍率（原数値）は 0.95 倍となり、前年同月（0.87 倍）より 0.08 ポイント増と 2 か月連続で上回りました。

新規求人数（同）は前年同月に比べ、18.6%増と 3 か月連続で増加しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業（28.4%増）は4か月連続の増加、製造業（29.8%増）は5か月連続の増加、運輸業、郵便業（15.9%減）は17か月連続の減少、卸売業、小売業（14.9%減）は3か月ぶりの減少、宿泊業、飲食サービス業（24.7%増）は2か月連続の増加、医療、福祉（24.4%増）は2か月連続の増加、その他のサービス業（71.1%増）は2か月連続の増加となりました。

新規求職者数（同）は前年同月に比べ 6.0%増と 2 か月連続の増加となりました。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(14.4%増)は3か月連続の増加、離職求職者（1.9%増）は 2 か月連続の増加、無業求職者（31.8%増）は 2 か月連続の増加となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(6.6%減)は 2 か月ぶりの減少、自己都合離職者（5.5%増）は 3 か月連続の増加となりました。

政府の 4 月の月例経済報告の基調判断では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる。」とされました。先行きについては、「感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率が 60 か月連続で 1 倍台を維持し、有効求人の増加幅が有効求職者数の増加幅に比べ大きかったことから求人倍率が上昇しました。また、新規求人数は多くの主要な業種で増加し、持ち直しの動きが出ています。感染防止対策やコロナワクチンの高年齢者への接種が進んでいるため、社会経済活動再開に期待を込めた求人提出や求人への応募など採用活動・就職活動が再開されつつありますが、新型コロナウイルス感染拡大前の水準には戻っていない状況です。

また、新型コロナウイルスの感染拡大状況は一進一退であり、引き続き就職活動・採用活動に影響を与え、雇用情勢も弱さが増す恐れがあり今後の先行きについては依然として不透明です。

鹿児島労働局では、雇用のセーフティネットを強化するために、雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の早期支給やコロナ離職者対象求人の周知・受理に引き続き取り組むとともに、感染予防対策としてインターネットによる求職登録の事前申し込み、オンライン職業相談やSNSを活用した各種イベントの広報を拡充し、感染予防対策を前提とした施策の展開に取り組んで参ります。

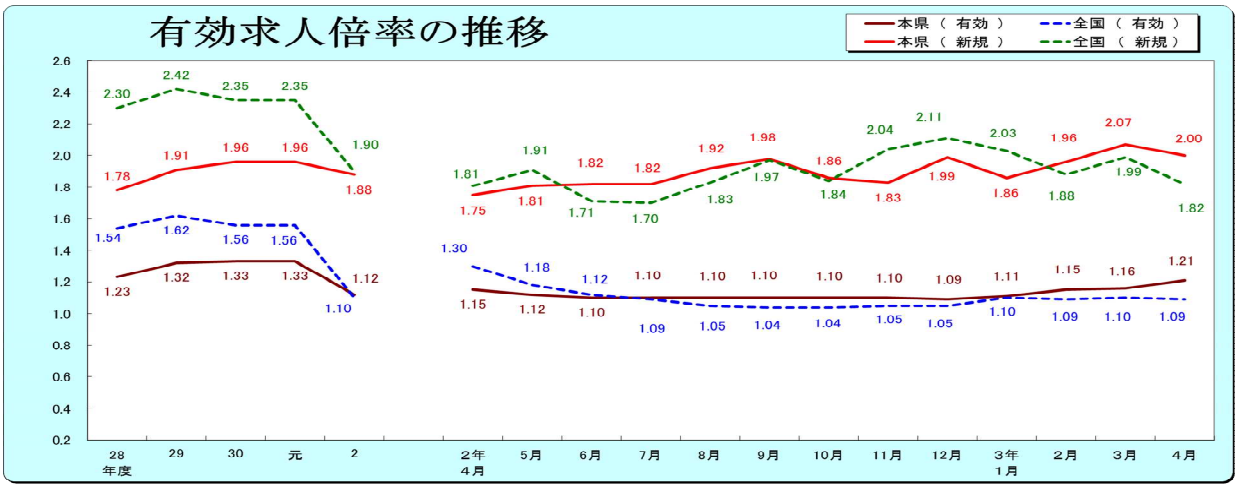

鹿児島労働局発表
令和3年5月28日(金)

鹿児島労働局 職業安定部職業安定課
課長 中洲 拓人
情報官 古川 恵
TEL. 099 (219) 8711(内線:131)

最近の雇用失業情勢(令和3年4月分)

・鹿児島県の4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.21倍となり、前月より0.05ポイント上回った。
なお、全国の4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.09倍となり、前月より0.01ポイント下回った。
・鹿児島県の4月の就業地別有効求人倍率(季節調整値)は1.27倍となり、前月より0.05ポイント上回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)

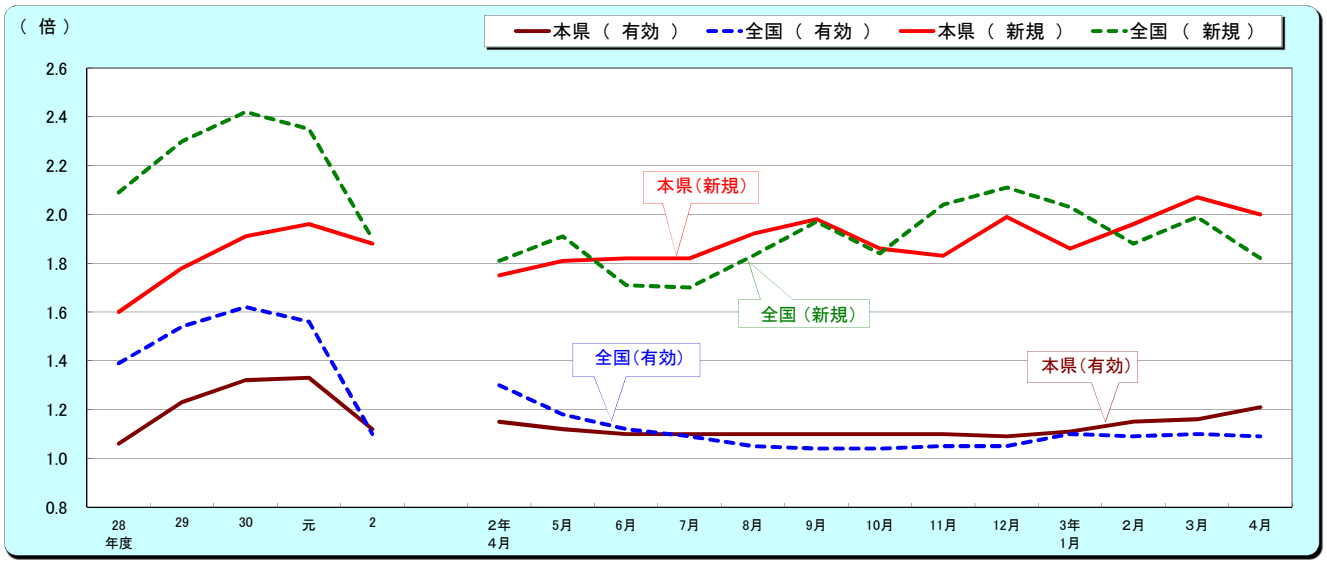

		28年度	29	30	元	2	2年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3年1月	2月	3月	4月
有効求人倍率	本県	1.06	1.23	1.32	1.33	1.12	1.15	1.12	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.09	1.11	1.15	1.16	1.21
	全国	1.39	1.54	1.62	1.55	1.10	1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09
新規求人倍率	本県	1.59	1.78	1.92	1.95	1.88	1.75	1.81	1.82	1.82	1.92	1.98	1.86	1.83	1.99	1.86	1.96	2.07	2.00
	全国	2.08	2.29	2.42	2.35	1.90	1.81	1.91	1.71	1.70	1.83	1.97	1.84	2.04	2.11	2.03	1.88	1.99	1.82

*2年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み
*季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X－12－ARIMA)による

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

4月の**新規求人数**(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ18.6%増と3ヶ月連続の増加となった。

4月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(28.4%増)は4ヶ月連続の増加、【製造業】(29.8%増) は5ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(15.9%減)は17ヶ月連続の減少、【卸売業、小売業】(14.9%減)は3ヶ月ぶりの減少、【宿泊業、飲食サービス業】(24.7%増)は2ヶ月連続の増加、【医療、福祉】(24.4%増)は2ヶ月連続の増加、【サービス業】(71.1%増)は2ヶ月連続の増加となった。

4月の**有効求人数**(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ13.2%増と2ヶ月連続の増加となった。

( ) 内前年同月比(%)

新産業分類	令和2年度 (月平均)		令和3年 1月		2月		3月		4月	
新規求人数	13,061	(▲ 10.1)	14,954	(▲ 0.1)	14,861	(1.3)	15,034	(20.3)	14,698	(18.6)
D 建設業	1,318	(7.4)	1,488	(36.6)	1,447	(32.4)	1,362	(14.4)	1,566	(28.4)
E 製造業	1,159	(▲ 6.8)	1,168	(8.2)	1,326	(10.0)	1,501	(25.9)	1,289	(29.8)
H 運輸業、郵便業	488	(▲ 21.4)	447	(▲ 19.3)	509	(▲ 17.2)	484	(▲ 0.8)	433	(▲ 15.9)
I 卸売業、小売業	1,866	(▲ 11.2)	2,096	(▲ 12.5)	2,081	(7.3)	2,019	(29.3)	1,914	(▲ 14.9)
M 宿泊業、飲食サービス業	668	(▲ 33.2)	686	(▲ 11.5)	677	(▲ 17.4)	859	(31.7)	758	(24.7)
P 医療、福祉	4,174	(▲ 6.0)	4,925	(5.8)	4,533	(▲ 1.7)	4,847	(14.3)	4,631	(24.4)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,232	(▲ 16.6)	1,675	(33.9)	1,217	(▲ 14.1)	1,523	(30.5)	1,894	(71.1)
有効求人数	36,169	(▲ 12.4)	38,519	(▲ 6.5)	40,549	(▲ 0.4)	42,396	(7.6)	40,940	(13.2)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。 但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

4月の**新規求職者数**(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ6.0%増と2ヶ月連続の増加となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、**在職求職者**(14.4%増)は3ヶ月連続の増加となった。

また、**離職求職者**(1.9%増)は2ヶ月連続の増加、**無業求職者**(31.8%増)は2ヶ月連続の増加となった。

離職求職者の内訳をみると、**事業主都合離職者**(6.6%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。

自己都合離職者(5.5%増)は3ヶ月連続の増加となった。

4月の**受給資格決定件数**(11.9%減)は2ヶ月連続の減少となった。

また、**受給者実人員**(17.9%増)は11ヶ月連続の増加となった。

4月の**有効求職者数**(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ6.9%増と10ヶ月連続の増加となった。

( )内前年同月比(%)

	令和2年度 (月平均)		令和3年 1月		2月		3月		4月	
新規求職者数	6,951	(▲ 6.5)	7,922	(▲ 2.2)	7,450	(▲ 2.0)	8,002	(5.2)	9,935	(6.0)
44歳以下	3,506	(▲ 8.9)	3,931	(▲ 4.1)	3,596	(▲ 2.3)	3,988	(1.9)	4,698	(5.7)
※うち34歳以下	2,113	(▲ 8.4)	2,381	(▲ 1.4)	2,102	(0.5)	2,434	(2.8)	2,849	(6.8)
45歳以上	3,445	(▲ 3.9)	3,991	(▲ 0.2)	3,854	(▲ 1.6)	4,014	(8.6)	5,237	(6.3)
うち55歳以上	2,214	(▲ 1.0)	2,535	(1.2)	2,435	(1.2)	2,609	(13.2)	3,693	(9.4)
うち65歳以上	918	(9.6)	1,012	(11.7)	979	(7.8)	1,170	(33.6)	1,819	(16.5)
雇用保険受給資格決定件数	(＊)1,998	(1.1)	(＊)1,946	(▲ 5.6)	(＊)1,758	(4.6)	(＊)1,775	(▲ 0.3)	(＊)2,918	(▲ 11.9)
有効求職者数	32,386	(4.5)	32,350	(11.4)	32,795	(8.1)	34,287	(7.6)	35,304	(6.9)
44歳以下	15,354	(2.0)	15,528	(10.2)	15,426	(6.6)	16,047	(6.0)	16,299	(5.1)
※うち34歳以下	9,221	(1.9)	9,387	(11.9)	9,222	(8.4)	9,617	(7.0)	9,816	(5.6)
45歳以上	17,032	(6.8)	16,822	(12.5)	17,369	(9.5)	18,240	(9.0)	19,005	(8.5)
うち55歳以上	11,008	(6.8)	10,722	(12.8)	11,051	(9.7)	11,729	(10.0)	12,630	(10.2)
うち65歳以上	3,854	(10.6)	3,563	(11.9)	3,811	(10.5)	4,321	(15.3)	5,100	(15.3)
雇用保険受給者実人員	6,799	(11.0)	6,525	(14.4)	6,423	(19.0)	6,607	(21.3)	6,344	(17.9)

(＊)速報値のため修正がありうる

※(新規常用求職者態様別内訳)

( )内前年同月比(%)

	令和2年度 (月平均)		令和3年 1月		2月		3月		4月	
新規常用求職者	6,887	(▲ 6.4)	7,858	(▲ 2.2)	7,404	(▲ 1.8)	7,953	(5.0)	9,885	(6.2)
在職求職者	1,919	(▲ 8.4)	2,540	(▲ 2.1)	2,888	(0.9)	2,694	(6.9)	1,830	(14.4)
離職求職者	4,345	(▲ 4.5)	4,733	(▲ 0.4)	3,889	(▲ 2.5)	4,414	(2.7)	7,160	(1.9)
うち事業主都合	1,008	(7.1)	886	(7.0)	707	(▲ 19.9)	950	(7.3)	1,983	(▲ 6.6)
うち自己都合	3,093	(▲ 7.5)	3,607	(▲ 1.2)	2,973	(2.8)	3,225	(1.6)	4,545	(5.5)
無業求職者	623	(▲ 12.9)	585	(▲ 15.2)	627	(▲ 9.4)	845	(11.8)	895	(31.8)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

4月の**就職件数**(パートを含む)は、前年同月に比べ1.2%減と3ヶ月ぶりの減少となった。

( )内前年同月比(%)

	令和2年度 (月平均)		令和3年 1月		2月		3月		4月	
就職件数	2,623	(▲ 12.3)	2,252	(▲ 9.9)	2,661	(1.0)	3,829	(3.5)	3,468	(▲ 1.2)
44歳以下	1,399	(▲ 12.4)	1,181	(▲ 8.8)	1,404	(▲ 2.7)	1,955	(4.0)	1,746	(▲ 3.7)
※うち34歳以下	749	(▲ 12.5)	619	(▲ 4.9)	724	(▲ 3.1)	1,027	(4.2)	983	(4.5)
45歳以上	1,224	(▲ 12.3)	1,071	(▲ 11.1)	1,257	(5.5)	1,874	(3.0)	1,722	(1.5)
うち55歳以上	677	(▲ 11.1)	582	(▲ 11.4)	671	(4.5)	1,052	(3.1)	1,023	(6.0)
うち65歳以上	180	(▲ 7.6)	148	(▲ 8.6)	162	(21.8)	292	(14.5)	348	(33.8)
雇用保険受給者	725	(▲ 8.3)	599	(▲ 2.3)	666	(▲ 0.9)	937	(13.0)	730	(▲ 1.2)

5. 完全失業率(全国)

	30年平均	元年平均	2年平均	2年11月	2年12月	3年1月	3年2月	3年3月	3年4月
完全失業率 (%)	2.4	2.4	2.8	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8
完全失業者数 (万人)	166	162	191	195	194	197	194	188	209

※完全失業率は季節調整値

＊下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の職業紹介状況（原数値）

（　）内前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和2年度		令和3年							
	（ 月平均 ）		1月		2月		3月		4月	
正社員新規求人倍率	1.44	(0.04)	1.37	(0.12)	1.47	(0.10)	1.40	(0.21)	1.21	(0.16)
正社員新規求人数	6,184	(▲ 4.7)	6,857	(6.9)	6,649	(3.7)	6,935	(20.8)	6,862	(16.8)
全新規求人における構成比	47.3%	(2.6)	45.9%	(3.0)	44.7%	(1.0)	46.1%	(0.2)	46.7%	(▲ 0.7)
新規常用フルタイム求職者数	4,283	(▲ 7.4)	4,997	(▲ 2.6)	4,523	(▲ 3.6)	4,936	(2.2)	5,687	(2.0)
全新規求職者における構成比	61.6%	(▲ 0.6)	63.1%	(▲ 0.2)	60.7%	(▲ 1.0)	61.7%	(▲ 1.7)	57.2%	(▲ 2.3)
正社員有効求人倍率	0.91	(▲ 0.10)	0.96	(▲ 0.10)	0.98	(▲ 0.02)	0.97	(0.05)	0.95	(0.08)
全　国	0.83	(▲ 0.29)	0.87	(▲ 0.26)	0.87	(▲ 0.21)	0.85	(▲ 0.17)	0.81	(▲ 0.11)
正社員有効求人数	17,486	(▲ 6.4)	18,417	(▲ 0.9)	18,966	(3.9)	19,643	(10.5)	19,449	(13.4)
全有効求人における構成比	48.3%	(3.0)	47.8%	(2.7)	46.8%	(1.9)	46.3%	(1.2)	47.5%	(0.1)
有効常用フルタイム求職者数	19,135	(3.5)	19,281	(9.8)	19,381	(5.9)	20,262	(5.2)	20,455	(4.1)
全求職者における構成比	59.1%	(▲ 0.6)	59.6%	(▲ 0.9)	59.1%	(▲ 1.2)	59.1%	(▲ 1.4)	57.9%	(▲ 1.6)

※常用フルタイム求職者・・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

7.令和3年度　鹿児島労働局　安定所別　有効求人倍率（原数値）

※パートタイムを含む　様式3

安定所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	13,822												13,822
	有効求人	16,524												16,524
	求人倍率	1.20												1.20
北薩地域	有効求職	4,427												4,427
	有効求人	6,016												6,016
	求人倍率	1.36												1.36
川内	有効求職	2,281												2,281
	有効求人	2,979												2,979
	求人倍率	1.31												1.31
出水	有効求職	1,682												1,682
	有効求人	2,316												2,316
	求人倍率	1.38												1.38
宮之城	有効求職	464												464
	有効求人	721												721
	求人倍率	1.55												1.55
大隅地域	有効求職	4,520												4,520
	有効求人	5,479												5,479
	求人倍率	1.21												1.21
鹿屋	有効求職	3,127												3,127
	有効求人	3,801												3,801
	求人倍率	1.22												1.22
大隅	有効求職	1,393												1,393
	有効求人	1,678												1,678
	求人倍率	1.20												1.20
南薩地域	有効求職	4,045												4,045
	有効求人	4,201												4,201
	求人倍率	1.04												1.04
加世田	有効求職	1,507												1,507
	有効求人	1,638												1,638
	求人倍率	1.09												1.09
伊集院	有効求職	1,609												1,609
	有効求人	1,501												1,501
	求人倍率	0.93												0.93
指宿	有効求職	929												929
	有効求人	1,062												1,062
	求人倍率	1.14												1.14
姶良地域	有効求職	5,771												5,771
	有効求人	5,889												5,889
	求人倍率	1.02												1.02
国分	有効求職	5,087												5,087
	有効求人	5,040												5,040
	求人倍率	0.99												0.99
大口	有効求職	684												684
	有効求人	849												849
	求人倍率	1.24												1.24
熊毛地域	有効求職	699												699
	有効求人	822												822
	求人倍率	1.18												1.18
奄美地域	有効求職	2,020												2,020
	有効求人	2,009												2,009
	求人倍率	0.99												0.99
県計	有効求職	35,304												35,304
	有効求人	40,940												40,940
	求人倍率	1.16												1.16

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域 ・・・鹿児島　　北薩地域 ・・・川内、出水、宮之城　　大隅地域 ・・・鹿屋、大隅　　南薩地域 ・・・加世田、伊集院、指宿

姶良地域 ・・・国分、大口　　熊毛地域 ・・・熊毛　　奄美地域 ・・・名瀬

（参　考　1）

雇　用　失　業　情　勢（前々年比較表）

（　令和3年4月分　）

1．求人の動き（　パートを含む、原数値　）

（　）内前々年同月比(%)

新産業分類	令和3年 1月		2月		3月		4月	
新規求人数	14,954	(▲ 9.9)	14,861	(▲ 14.3)	15,034	(3.0)	14,698	(▲ 5.3)
D　建設業	1,488	(35.8)	1,447	(14.2)	1,362	(15.1)	1,566	(41.2)
E　製造業	1,168	(▲ 18.7)	1,326	(▲ 6.6)	1,501	(17.3)	1,289	(▲ 11.7)
H　運輸業、郵便業	447	(▲ 24.9)	509	(▲ 24.9)	484	(▲ 30.2)	433	(▲ 25.0)
I　卸売業、小売業	2,096	(▲ 17.3)	2,081	(▲ 30.0)	2,019	(10.9)	1,914	(▲ 13.8)
M　宿泊業、飲食サービス業	686	(▲ 46.2)	677	(▲ 42.3)	859	(▲ 16.8)	758	(▲ 41.1)
P　医療、福祉	4,925	(▲ 1.0)	4,533	(▲ 6.9)	4,847	(9.4)	4,631	(0.8)
R　サービス業(他に分類されないもの)	1,675	(▲ 8.4)	1,217	(▲ 40.8)	1,523	(9.5)	1,894	(6.9)
有効求人数	38,519	(▲ 7.4)	40,549	(▲ 8.8)	42,396	(▲ 6.1)	40,940	(▲ 5.6)

2．求職の動き(パートを含む、原数値。 但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。

（　）内前々年同月比(%)

	令和3年 1月		2月		3月		4月	
新規求職者数	7,922	(▲ 10.4)	7,450	(▲ 11.4)	8,002	(▲ 3.7)	9,935	(0.8)
44歳以下	3,931	(▲ 13.2)	3,596	(▲ 16.6)	3,988	(▲ 10.0)	4,698	(▲ 3.9)
※うち34歳以下	2,381	(▲ 10.5)	2,102	(▲ 17.0)	2,434	(▲ 11.1)	2,849	(▲ 6.7)
45歳以上	3,991	(▲ 7.4)	3,854	(▲ 5.9)	4,014	(3.5)	5,237	(5.4)
うち55歳以上	2,535	(▲ 3.4)	2,435	(▲ 2.2)	2,609	(8.3)	3,693	(8.4)
うち65歳以上	1,012	(7.0)	979	(17.4)	1,170	(24.5)	1,819	(26.3)
雇用保険受給資格決定件数	(＊)1,946	(▲ 4.2)	(＊)1,758	(▲ 1.5)	(＊)1,775	(0.2)	(＊)2,918	(▲ 12.4)
有効求職者数	32,350	(9.0)	32,795	(4.2)	34,287	(5.0)	35,304	(5.3)
44歳以下	15,528	(5.2)	15,426	(▲ 0.4)	16,047	(▲ 0.6)	16,299	(0.1)
※うち34歳以下	9,387	(6.6)	9,222	(0.3)	9,617	(▲ 0.2)	9,816	(▲ 0.7)
45歳以上	16,822	(12.8)	17,369	(8.6)	18,240	(9.9)	19,005	(10.1)
うち55歳以上	10,722	(14.5)	11,051	(10.0)	11,729	(12.0)	12,630	(11.7)
うち65歳以上	3,563	(20.1)	3,811	(17.8)	4,321	(21.3)	5,100	(25.3)
雇用保険受給者実人員	6,525	(8.9)	6,423	(11.4)	6,607	(19.4)	6,344	(10.2)

(＊)速報値のため修正がありうる

※（新規常用求職者態様別内訳）

（　）内前々年同月比(%)

	令和3年 1月		2月		3月		4月	
新規常用求職者	7,858	(▲ 10.6)	7,404	(▲ 11.3)	7,953	(▲ 3.7)	9,885	(1.1)
在職求職者	2,540	(▲ 10.7)	2,888	(▲ 6.0)	2,694	(▲ 0.1)	1,830	(2.4)
離職求職者	4,733	(▲ 8.0)	3,889	(▲ 11.9)	4,414	(▲ 4.4)	7,160	(0.6)
うち事業主都合	886	(▲ 17.0)	707	(▲ 30.8)	950	(▲ 9.8)	1,983	(3.5)
うち自己都合	3,607	(▲ 5.1)	2,973	(▲ 5.9)	3,225	(▲ 2.1)	4,545	(▲ 1.3)
無業求職者	585	(▲ 26.7)	627	(▲ 27.0)	845	(▲ 10.7)	895	(2.3)

就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値） 令和3年4月

「就業地別の求人を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

○ 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。

○ 鹿児島県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は**1.27倍**で受理地別の有効求人倍率（1.21倍）より0.06ポイント高い。

	① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②／①	⑤ 就業地別 有効求人倍率 ③／①	⑥差 ⑤ － ④
令和２年 4月	30, 691	35, 207	37, 432	1. 15	1. 22	0. 07
5月	30, 694	34, 325	36, 661	1. 12	1. 19	0. 07
6月	30, 915	34, 157	36, 010	1. 10	1. 16	0. 06
7月	31, 545	34, 572	36, 813	1. 10	1. 17	0. 07
8月	32, 195	35, 340	37, 475	1. 10	1. 16	0. 06
9月	32, 309	35, 436	37, 651	1. 10	1. 17	0. 07
10月	32, 687	35, 948	38, 069	1. 10	1. 16	0. 06
11月	33, 604	36, 900	38, 780	1. 10	1. 15	0. 05
12月	34, 148	37, 148	39, 022	1. 09	1. 14	0. 05
令和３年 1月	34, 240	37, 965	40, 070	1. 11	1. 17	0. 06
2月	32, 880	37, 653	39, 655	1. 15	1. 21	0. 06
3月	32, 626	37, 925	39, 876	1. 16	1. 22	0. 06
4月	32, 813	39, 751	41, 678	1. 21	1. 27	0. 06

（資料出所）鹿児島労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X－１２－ARIMA）による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人を割り当てて配分している。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金

支給申請･決定状況 ： 鹿児島労働局

2021．5．21 現在

業　　種	申請件数 （決定件数）
飲 食 業	6,321 件 （6,163）
製 造 業	3,840 件 （3,739）
小 売 業	2,914 件 （2,833）
サービス業	2,081 件 （2,010）
宿 泊 業	1,926 件 （1,864）
道路旅客運送業等	1,130 件 （1,093）
建 設 業	1,031 件 （995）
卸 売 業	952 件 （931）
娯 楽 業	816 件 （795）
農 業･漁 業	250 件 （248）
その他	4,930 件 （4,805）
計	26,191 件 （25,476）

※業種は日本標準産業分類による

コロナに負けるな！

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響

新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響については
「解雇等見込み労働者数」として労働局及びハローワークに寄せられた相談・報告を基に集計しております。
集計を始めた令和２年２月１日からの累計として、毎週火曜日１４時に前週の金曜日時点までに各ハローワークで把握した「解雇等見込み労働者数」を、厚生労働省のホームページにおいて発表しています。

ハローワークでは事業所から解雇・雇い止めなどにより離職した方々を支援するために、当該離職者の雇い入れを希望する事業主に積極的に紹介します。
また、住居・生活等に関する相談も、専門相談アドバイザーが、就職、住居・生活まで、自治体の担当者とも連携しつつ一体的に支援を行います。

《参考》

５月２１日現在　解雇等見込み者数　１，４３７人
（全国　１０４，５３２人）

【備考】R2.5／25～R3.5／21
１，１９７人（うち非正規　５２７人）

新規高等学校卒業予定者に係る
求人の受付を開始します

高校生の求人受付を６月１日（火）から開始します。

高校生の応募先選択は、採用選考が開始される９月１６日に向けて、夏休み期間中に、本人、保護者、教職員の三者で応募先を検討します。このため検討の対象となるには、早期の求人提出が必要です。県内企業の皆様には、人材確保の観点と高校生が様々な選択肢のもと応募先を選択できるよう、早期の求人提出をお願いしています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況ではありますが、鹿児島労働局では、県内企業の皆様に、若者の地元就職志向が高まっているこの機を人材確保のチャンスを捉えていただき、高校生に地元企業の魅力を発信することと、早期離職防止の観点から、働き方改革の推進による働きやすい職場環境づくりも同時に進めていただくことをお願いするとともに、高校生に県内企業の魅力を知ってもらう取組を進めてまいります。

令和4年3月新規高等学校卒業予定者を対象とした求人の受付開始について

【高校生の採用選考スケジュール】

① ハローワークでの求人受付

令和３年　６月　１日から

② 企業から学校への求人提出・学校での公開

令和３年　７月　１日から

③ 学校から企業への推薦開始

令和３年　９月　５日から

④ 企業での選考・内定開始

令和３年　９月１６日から

厚生労働省　鹿児島労働局　ハローワーク

STOP!Neo就職氷河期

コロナに負けない求人説明動画！

新卒者の採用をご検討いただいている企業の皆様へ

高卒求人の企業向け作成説明動画をYouTubeで発信しています！

- 新規学卒者の採用に当たってのスケジュール
- 求人手続きと募集活動などのルール
- 求人申込み手続きの流れや注意点など

鹿児島労働局新卒応援・ハロトレ情報YouTubeチャンネル
https://www.youtube.com/watch?v=Ht_FXbYADjs

※　動画の無断でのアップロードは禁止します。

厚生労働省・鹿児島労働局・ハローワーク

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

鹿 児 島 労 働 局
Press Release

令和3年5月 28 日
【照会先】
鹿児島労働局　労働基準部　監督課
監督課長　　東　裕二
主任監察監督官　　池濱　輝生
（直通電話）099-223-8277

報道関係者　各位

令和２年度 11 月「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表

鹿児島労働局（局長　三輪宗文）では、このたび、昨年 11 月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、公表します。

平成 31 年４月１日から、長時間労働の抑制を図るため、時間外労働の上限（※）を設けるなどの労働基準法の改正を始めとする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）が順次施行されています。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる 41 事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、違法な時間外労働等の労働基準関係法令違反が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。厚生労働省では今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

【重点監督結果のポイント】

⑴ 監督指導の実施事業場：　41 事業場

⑵ 主な違反内容［⑴のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場］

①　違法な時間外労働があったもの：　14 事業場（34.1%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月 80 時間を超えるもの：　6 事業場（42.8%）
うち、月 100 時間を超えるもの：　3 事業場（21.4%）
うち、月 150 時間を超えるもの：　1 事業場（ 7.1%）

②　賃金不払残業があったもの：　7 事業場（17.1%）

③　過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：　16 事業場（39.0%）

⑶ 主な健康障害防止に係る指導の状況［⑴のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場］

①　過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：　16 事業場（39.0%）

②　労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの：　20 事業場（48.8%）

（※）施行に当たっては、経過措置が設けられており、時間外労働の上限規制に関する規定の中小企業等への適用は、原則として、令和２年４月１日から施行されています。

令和２年度「過重労働解消キャンペーン」の監督実施結果

１　法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○　監督指導実施状況

令和２年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、41事業場に対し監督指導を実施し、36事業場（全体の87.8%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが14事業場、賃金不払残業があったものが７事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが16事業場であった。

表１　監督指導実施事業場数

		監督指導実施事業場数（注１）	労働基準関係法令違反があった事業場数（注２）	主な違反事項別事業場数		
				労働時間（注３）	賃金不払残業（注４）	健康障害防止措置（注５）
合計		41 (100.0%)	36 (87.8%)	14 (34.1%)	7 (17.1%)	16 (39.0%)
主な業種	製造業	4 (9.8%)	3 (75%)	－	－	－
	建設業	4 (9.8%)	3 (75%)	2	1	2
	運輸交通業	1 (2.4%)	1 (100%)	－	－	－
	商業	11 (26.8%)	11 (100.0%)	2	－	8
	接客娯楽業	6 (14.6%)	4 (66.7%)	3	1	4
	その他の事業（注６）	3 (7.3%)	2 (66.7%)	1	1	－

（注１）　主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
（注２）　かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
（注３）　労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第６項違反（時間外労働の上限規制）等の件数を計上している。
（注４）　労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
（注５）　労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の８違反〔１月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の８の３違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。
（注６）　「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表２　事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	１～９人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
41	21 (51.2%)	7 (17.1%)	6 (14.6%)	3 (7.3%)	4 (9.8%)	0 (0.0%)

表３　企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	１～９人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
41	10 (24.4%)	13 (31.7%)	6 (14.6%)	1 (2.4%)	3 (7.3%)	8 (19.5%)

２　主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

(1)　過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、16事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表４　過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注１）					
	面接指導等の実施（注２）	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施（注３）	月45時間以内への削減（注４）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注５）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
16	2	3	8	8	2	－

（注１）　指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

（注２）　１か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注３）　「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の２に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注４）　時間外・休日労働時間を１か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

（注５）　医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2)　労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、20事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下「労働時間適正把握ガイドライン」という。）に適合するよう指導した。

表５　労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注１）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン４(1)）	自己申告制による場合			管理者の職務（ガイドライン４(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン４(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン４(3)ｱ・ｲ）	実態調査の実施（ガイドライン４(3)ｳ・ｴ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン４(3)ｵ）		
20	14	－	7	－	－	－

（注１）　指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注２）　各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

３　監督指導により把握した実態

(1)　時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった14事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、６事業場で１か月80時間を、うち３事業場で１か月100時間を、うち１事業場で１か月150時間を超えていた。

表６　時間外・休日労働時間が最長の者の実績（労働時間違反事業場に限る）

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
41	14	8	6	3	1	－

(2)　労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、３事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、18事業場でタイムカードを基礎に確認し、３事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、14事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表７　監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注１）				自己申告制（注２）（注３）
使用者が自ら現認（注２）	タイムカードを基礎（注２）	ICカード、IDカードを基礎（注２）	PCの使用時間の記録を基礎（注２）	
3	18	3	1	14

（注１）　労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。
（注２）　監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。
（注３）　労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】　前年同期における監督指導結果

前年同期の監督指導結果は以下のとおり。

				令和２年 11 月	令和元年 11 月
監督指導の実施事業場	監督実施事業場			41	61
		うち、労働基準法などの法令違反あり		36 (87.8%)	43 (70.5%)
主な違反内容	1　違法な時間外労働があったもの			14 (34.1%)	18 (29.5%)
		うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が	1か月当たり 80 時間を超えるもの	6 (42.8%)	7 (38.9%)
			1か月当たり 100 時間を超えるもの	3 (21.4%)	3 (16.7%)
			1か月当たり 150 時間を超えるもの	1 (7.1%)	1 (5.6%)
			1か月当たり 200 時間を超えるもの	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	2　賃金不払残業があったもの			7 (17.1%)	10 (16.4%)
	3　過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの			16 (39.0%)	16 (26.2%)
主な健康障害防止に関する指導の状況	1　過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの			16 (39.0%)	29 (47.5%)
		うち、時間外労働を 80 時間以内に削減するよう指導したもの		8 (19.5%)	11 (18.0%)
	2　労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの			20 (48.8%)	14 (23.0%)

別添２

監　督　指　導　事　例

事例１
(小売業)

1　各種情報から時間外・休日労働が１か月当たり80時間を超えていると考えられる大企業の事業場に対し、立入調査を実施した。

2　労働者からの自己申告による労働時間と、業務で使用するパソコンのログ時間に乖離が認められ、事業場に実態調査を行わせた結果、割増賃金の未払いが確認された。

3　労働者３名について、１か月80時間を超える時間外・休日労働が認められ、そのうち２名については、36協定で定めた上限時間（特別条項：月90時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月104時間）が認められたほか、特別条項に定められた特別延長時間まで労働時間を延長できる手続きが適正に行われていなかった。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の対応

1　労働者３名について、１か月80時間を超える時間外・休日労働が認められ、そのうち２名については、36協定で定めた上限時間（特別条項：月90時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月104時間）が認められたほか、特別条項に定められた特別延長時間まで労働時間を延長できる手続き（労働者代表に対する事前申し入れ）が適正に行われていなかった。

労働基準監督署の対応

①36協定で定める上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
②特別条項に定められた特別延長時間まで労働時間を延長できる手続きを行わず特別条項により時間外労働をさせており、特別条項の不適切運用について是正勧告（労働基準法第32条違反）
③時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

2　労働者からの自己申告による労働時間と、業務で使用するパソコンのログ時間に乖離が認められ、事業場に実態調査を行わせた結果、割増賃金の未払いが確認された。

労働基準監督署の対応

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、改善に向けた方策を講ずるよう指導　⇦参考資料1参照

時間外労働の上限規制（労働基準法第36条第６項第２、３号）

平成31年４月１日に改正労働基準法が施行され、**法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり**、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも
・時間外労働･･･年720時間以内
・時間外労働＋休日労働･･･月100時間未満、２～６か月平均80時間以内
とする必要があります。

法律による上限（限度時間の原則）
✓月45時間
✓年360時間

法定労働時間
✓１日８時間
✓１週40時間

法律による上限（特別条項/年６か月まで）
✓年720時間
✓複数月平均80時間※
✓月100時間未満※

＊１年単位の変形労働時間制の場合
月42時間、年320時間

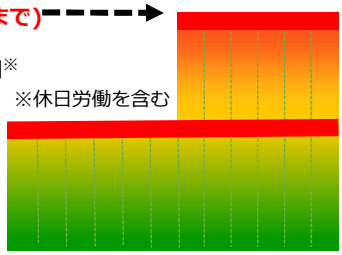

◆以下の事業・業務は、令和６年３月31日まで上限規制の適用が猶予されます。
・建設事業　・自動車運転の業務
・医師
・鹿児島・沖縄砂糖製造業（複数月平均80時間以内、月100時間未満のみが猶予の対象となります。）
◆新技術・新商品などの研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

別添２

監　督　指　導　事　例

事例2（その他の商業）

1　長時間労働が原因で精神障害を発症したとして労災請求が行われた中小企業の事業場に対し、立入調査を実施した。

2　労働者２人について、１か月80時間を超える時間外・休日労働が認められ、36協定で定めた上限時間（特別条項：月60時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月168時間）が認められた。

3　１年に１回の定期健康診断を実施していなかった。

4　１か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者に対して、医師による面接指導を実施する制度が導入されていなかった。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の対応

1　労働者２人について、１か月80時間を超える時間外・休日労働が認められ、36協定で定めた上限時間（特別条項：月60時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月168時間）が認められた。

労働基準監督署の対応

①36協定で定める上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）

②１か月100時間以上の時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第６項違反）

2　１年に１回の定期健康診断を実施していなかった。

労働基準監督署の対応

常時使用する労働者に対して１年以内に１回、定期に健康診断を実施していないことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条違反）

3　１か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者に対して、医師による面接指導を実施する制度が導入されていなかった。

労働基準監督署の対応

面接指導等の実施及び必要な措置について指導　⇦参考資料2参照

健康診断の実施 及び 健康診断結果に基づく事後措置

（労働安全衛生法第66条、第66条の４、第66条の５）

健康診断の実施

☞ 常時使用する労働者に対し、１年以内に１回、定期に健康診断を実施しなければなりません。

☞ 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、６か月以内に１回の健康診断を実施しなければなりません。

事後措置（健康診断後、使用者が実施）

☞ 健康診断で異常の所見があった者については、健康保持のために必要な措置についての医師の意見を聴き、必要な事後措置を講じなければなりません。

別添２

監　督　指　導　事　例

事例3
(派遣業)

1　若者の「使い捨て」が疑われる中小企業の事業場に対し、立入調査を実施した。

2　労働者について、特別条項に定められた特別延長時間まで労働時間を延長できる手続きが適正に行われていない状態で、36協定で定めた上限時間を超える違法な時間外・休日労働が認められた。

3　１年以内に５日間以上の年次有給休暇を取得させていなかった。

4　心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックを実施していなかった。

立入調査において把握した事実 と 労働基準監督署の対応

1　労働者について、特別条項に定められた特別延長時間まで労働時間を延長できる手続き（労働者代表に対する事前申し入れ）が適正に行われていない状態で、36協定で定めた上限時間を超える違法な時間外・休日労働が認められた。

労働基準監督署の対応

①特別条項に定められた特別延長時間まで労働時間を延長できる手続きを行わず特別条項により時間外労働をさせており、特別条項の不適切運用について是正勧告（労働基準法第32条違反）
②時間外・休日労働を月45時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

2　１年以内に５日間以上の年次有給休暇を取得させていなかった。

労働基準監督署の対応

年５日以上の年次有給休暇を取得させていないことについて是正勧告（労働基準法第39条第７項違反 ⇦参考資料3参照

※　法定の年次有給休暇の付与日数が年10日以上の労働者に対しては、年次有給休暇を付与した日から１年以内に、年次有給休暇の日数のうち5日について、使用者が時季を指定して取得させる必要があります。対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

3　心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックを実施していなかった。

労働基準監督署の対応

１年以内ごとに１回のストレスチェックを実施していないことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条の10違反）

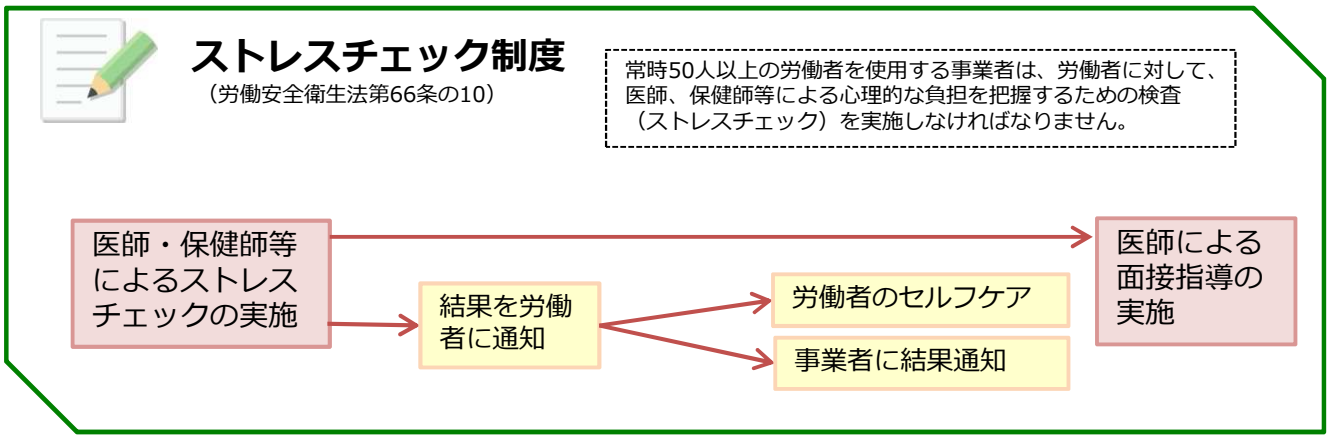

企業が実施した長時間労働削減のための自主的な取組事例

別添３

（都道府県労働局長がキャンペーン期間中に訪問した企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例）

事例１（業種：一般貨物自動車運送業）（労働者数：約１９０名）

会社の取組

○時間外労働削減

・人型のAIロボット(健康状態、アルコール、運行指示などの点呼とその記録を作成）や高圧洗浄機の導入による業務のIT化・機械化

・自動車運転者の拘束時間が長くならないよう、荷主に対して必要に応じて運行改善の要請や契約の見直しや、荷下ろし後に行っていた仕分け作業を「仕分け専門員」の配置による業務分担化

○年次有給休暇の取得促進

・会議の際に、取得状況が低調な者に対して積極的な取得を促すとともに、確実な取得に向けて労使個別面談による計画的なシフト調整の実施

○働きやすい環境づくり

・「養育手当」を充実させ、子ども一人目は1万円、2人目は2万円、3人目は3万円を毎月支給

・時間外労働が減少しても賃金額が減少しないように賃金形態を改定したことにより全社平均で賃金額が13.5%アップ

取組の結果

○時間外労働の削減　　月80時間超労働者数　平成28年最大28人　→　令和元年最大５人
○年次有給休暇取得　　平成28年平均1.4日　→　令和元年平均5.8日
○入社3年以内の離職率　平成28年49.1%　→　令和元年42.0%

事例２（業種：その他の繊維製品製造業）（労働者数：約310名）

会社の取組

○時間外労働の削減

・時間外労働の削減等のために、クラウド型勤怠管理システムを導入し、残業時間や休暇取得状況を「見える化」

・「バーコードによる製品ごとの工程管理」の導入により、全工場スタッフがバーコードリーダーを所持し、製品の不具合や発注変更への対応を効率化、数値化されたことで更なる生産性向上を実現

○年次有給休暇の取得促進

・業務に比較的余裕のある時期に、担当業務や取引先を複数で受け持つ「ワークシェアリング」を行い、他の社員の業務内容等をお互いに把握することで、休暇を取得しやすい環境を構築

○働きやすい環境づくり

・仕事と子育ての両立を支援するため、子の小学校入学までの「育児目的休暇（有給）」、小学校３年到達までの「時短勤務制度」を整備、子の出生後8週間以内の「育児休業を有給化」し、男性の育児休業取得も促進

取組の結果

○時間外労働の削減　平成28年　12.3時間　→　令和元年　9.9時間
○年次有給休暇取得　平成28年　　30%　→　令和元年　　46%
○育児休業取得（平成30年～令和２年）　女性100%　男性25%

事例３（業種：建設業）（労働者数：約９０名）

会社の取組

○時間外労働の削減

・ドローンによる測量や重機の無人操縦、本社と現場の会議をWEB化、現場の点検報告書をスマートフォン端末で直ちに作成できるアプリを導入などICTの活用

・休前日をノー残業デーと定め、年間休日カレンダーを発注者と共有

○年次有給休暇の取得促進

・GWや年末年始などを活用し年5日の計画的付与や時間単位年休の導入

○働きやすい環境づくり

・子育て支援金として、第1子と第2子に30万円、第3子の100万円の誕生祝い金制度を創設

取組の結果

○時間外労働の削減（現業部門）
　ここ数年の月平均所定外労働時間は約17時間台で推移し（令和元年度16.5時間）、時間外労働が恒常的に減少
○年次有給休暇取得　平成28年　35%　→　令和元年　52%
○育児休業取得率14日以上（平成28年～令和元年）女性100%男性29%　○育児による離職　ここ20年間離職者0人

（参考資料１）

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

（平成 29 年 1 月 20 日策定）

１　趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにする。

２　適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第４１条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあっては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

３　労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

ア　使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間

イ　使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）

ウ　参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

４　労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1)　始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・ 終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2)　始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア　使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ　タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

(3)　自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

ア　自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ　実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ　自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ　自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されていても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ　自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる 36 協定）により延長することができる時間数を遵守することは当

然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第108条及び同法施行規則第54条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第120条に基づき、30万円以下の罰金に処されること。

(5) 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、３年間保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

長時間労働者に対する面接指導等の流れについて

参考資料２

拡充　事業者が全ての労働者（管理監督者やみなし労働時間制の対象労働者も含む。ただし、高度プロフェッショナル制度適用労働者は除く。）の労働時間の状況を把握　«ガイドライン→法律»

拡充　事業者が産業医に時間外・休日労働時間80h/月超の労働者の情報を提供«省令→法律»

新規　事業者は時間外・休日労働時間80h/月超の労働者本人へ通知«省令»

※面接指導の対象となる残業時間の基準を100h/月超から80h/月超に強化

産業医が情報を元に労働者に面接指導の申出を勧奨することができる　«省令»

拡充　残業時間80h/月超の労働者が事業者に面接指導の申出　«省令»

※面接指導の対象となる時間外・休日労働時間の基準を100h/月超から80h/月超に強化

事業者が産業医等による面接指導を実施　«法律»

事業者が産業医等から労働者の措置等に関する意見を聴く　«法律»

事業者が産業医等の意見を踏まえて必要な措置を講じる　«法律»

新規　事業者が産業医に措置内容を情報提供　«法律»

新規　産業医が勧告を行う場合は事業者から意見を求める　«省令»

産業医が労働者の健康を確保するために必要があると認める場合は事業者に勧告　«法律»

新規　事業者が産業医の勧告内容を衛生委員会に報告　«法律»

事業主の皆さま、もうお済みですか？

年次有給休暇の時季指定について就業規則に記載しましょう。

～ 法改正により、年５日以上の年休を取得させることが義務となります ～

- 2019年４月から、事業主は、**全ての労働者※に年５日以上の年次有給休暇を取得させなければなりません**。

  ※ 法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の労働者に限ります。対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

- そのため、事業主が労働者の希望を聞いた上で、**いつ年次有給休暇を取得させるかをあらかじめ決めておくこと（時季指定）が大切**です。

時季指定の際の留意点

時季指定をする場合には、**就業規則に以下２点の記載が必要です**。

- ✓ **時季指定の対象となる労働者の範囲**
- ✓ **時季指定の方法等**

規定例

第〇条

１～４（略）　※ 厚生労働省HPで公開している**モデル就業規則**をご参照ください。

５　第１項又は第２項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第３項の規定にかかわらず、付与日から１年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち５日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。

　ただし、労働者が第３項又は第４項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を５日から控除するものとする。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の概要はこちらからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html

「**モデル就業規則**」はこちらからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html

就業規則を作成・変更したら**労働基準監督署への届け出**をお忘れなく！

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

梅雨時期の土砂崩壊などによる労働災害の防止に取り組みます。

奄美地方に続き、九州南部が今月11日に観測史上2番目の早さで梅雨入りし、本年度の梅雨時期は長期化が予想されるところです。例年、この時期には大雨等による土砂崩壊等が発生し、崩壊等に伴う災害復旧工事等も行われるため、他の時期に比べ、建設工事現場等における労働災害発生数の増加が懸念されます。令和2年は土砂崩壊等による労働災害の発生はありませんでしたが、過去には、台風による倒木の撤去作業中に斜面が崩壊し、伐倒作業を行っていた労働者が被災した死亡災害も発生しています。(別紙1)。

梅雨時期は、土砂崩壊等による危険の防止対策を講じることが特に重要となるため、鹿児島労働局では、平成 27 年 6 月に策定された「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」や「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」等を踏まえた「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項(別紙2)」等の対策の徹底について、国及び県等の発注機関並びに建設業関係団体等に対し要請を行いました(別紙3)。

建設現場等における作業時に適切な措置が講じられるよう、関係団体や発注者を通じた周知啓発のほか、関係事業者に対する指導に努めてまいります。

(労働基準部健康安全課)

資料 ： 別紙1 「土砂崩壊(斜面崩壊)による死亡災害事例(平成 30 年)」
別紙2 「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」
別紙3 「発注機関等に対する要請文及び要請先」

別紙1

土砂崩壊（斜面崩壊）による死亡災害事例（平成30年発生）

鹿児島労働局

発生年月	業　種	被災時の職種	性別	年齢	経験年数	事故の型	起因物	災害の概況(速報による)
平成30年 10 月	建設業	作業者･技能者	男	62	6年	崩壊、倒壊	地山、岩石	市道脇の斜面上にて、台風による倒木の撤去作業のため、被災者はクレーン車で支えられた立木をチェーンソーで伐倒する作業を行っていたが、立木の伐倒後、伐倒木から離れた場所で待機していたところ、待機場所上方の幅2．5メートル、高さ5メートルの斜面の土砂が崩壊し、生き埋めになったもの。被災者は約2時間後に救出されたが、現場で死亡が確認された。

別紙２

土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項

１　土砂崩壊災害防止対策

(1)　地山の掘削を伴う工事の施工に当たっては、降雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。【労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第 355 条】

(2)　上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。【斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン(以下「斜面ガイドライン」という。)】

(3)　土砂崩壊による災害の防止には、亀裂の進展、連続した小石の落石等の崩壊の兆候を感知することが重要であるので、斜面ガイドラインの「変状時点検表」を活用し、斜面の状態を適切に点検すること。

(4)　掘削の作業に当たっては、点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて、浮石及びき裂の有無及び状態、含水及び湧水の状態の変化等の点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。【安衛則第 358 条】

(5)　土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。【安衛則第 361 条】

(6)　日常点検、変状時の点検を確実に行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。【斜面ガイドライン】

(7)　地山の掘削作業においては、地山の種類及び掘削面の高さに応じた安全こう配を確保すること。【安衛則第 356、357 条】

(8)　掘削面の高さが２m以上となる地山の掘削においては、「地山掘削作業主任者」を選任し、その者に作業の方法の決定、作業の直接指揮等を行わせること。【安衛則第 359～360 条】

(9)　復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記(1)から(8)に準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。

２　土石流災害防止対策

(1)　土石流危険河川における工事の施工に当たっては、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。【安

衛則第 575 条の９】

(2)　土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を設定し、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。【土石流による労働災害防止のためのガイドライン(以下「土石流ガイドライン」という。)】

(3)　土石流等の発生を検知するため、土石流検知機器をその特性、地形条件、管理操作性等に十分留意し選定すること。また、必要に応じ監視カメラを併用すること。検知機器の設置場所の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

ア　河川の状況に応じ支川において発生・流下してくる土石流を監視できること。

イ　検知機器の設置場所から作業場所まで土石流が到達するまでに全ての労働者が退避できること。

ウ　検知機器の点検を適切に実施すること。

【土石流ガイドライン】

(4)　土石流の前兆として小石の落石、河川の水量の増加が発生することがあるので、これに留意すること。また、土砂災害警戒情報を常時確認するとともに、降雨量を把握し、土石流災害が発生するおそれが高まった場合には直ちに作業を中止し、速やかに安全な場所に退避すること。

なお、一般に土石流は表層崩壊によるものが多いが、深層崩壊による土石流は斜面が森林であっても発生することがあることから、上流が森林であっても十分に警戒すること。【土石流ガイドライン】

(5)　警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。【安衛則第 575 条の 14、第 575 条の 15】

3　その他

(1)　地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。また、地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。【安衛則第 534 条】

(2)　大雨等により土砂崩壊等発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止して、労働者を安全な場所に退避させること。【斜面ガイドライン】

(3)　降雨後の工事の再開に当たっては、作業箇所及び周辺の地山について、き裂の有無及び湧水の状況等について、あらかじめ十分な調査を行い、安全を確保した上で作業を行うこと。

(4)　小規模な掘削作業を伴う上下水道工事においては、労働者が溝内に立ち入る前に適切な土止め支保工を設置する「土止め先行工法」を積極的に導入すること。

別紙３

令 和 ３ 年 ５ 月 17 日

建設関係業界団体の長　殿

鹿児島労働局長

梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より建設工事における労働災害の防止につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島地方気象台より奄美地方に続き、九州南部が今月１１日に観測史上２番目の早さで梅雨入りしたと発表があったところですが、例年、梅雨の時期には大雨等による土砂崩壊災害等が発生し、さらにはこれらの災害に伴う災害復旧工事等も行われるため、他の時期に比べ、建設現場における労働災害の発生数の増加が懸念されるところです。

常日頃から、地山の崩壊等による危険の防止対策を確実に講じることはもちろんですが、特に、梅雨期における建設現場の土砂崩壊等による労働災害防止対策に万全を期すために、貴傘下の会員に対し、別紙の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」等の周知及び現場パトロールの実施等の取り組みについて、御指導いただきますようお願いいたします。

また、この時期、落雷による労働災害発生も懸念されますので、気象情報等の早期把握、入手した気象情報等に基づく早期避難や作業中断等、適切な措置につきましても、併せて御指導いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先；労働基準部健康安全課)

別紙３

令 和 ３ 年 ５ 月 17 日

建設工事発注機関の長　殿

鹿児島労働局長

梅雨期における土砂崩壊等による労働災害の防止について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より建設工事における労働災害の防止につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島地方気象台より奄美地方に続き、九州南部が今月１１日に観測史上２番目の早さで梅雨入りしたと発表があったところですが、例年、梅雨の時期には大雨等による土砂崩壊災害等が発生し、さらにはこれらの災害に伴う災害復旧工事等も行われるため、他の時期に比べ、建設現場における労働災害の発生数の増加が懸念されるところです。

常日頃から、地山の崩壊等による危険の防止対策を確実に講じることはもちろんですが、特に、梅雨期における建設現場の土砂崩壊等による労働災害防止対策に万全を期すために、別紙の「土砂崩壊等による労働災害防止重点対策事項」等を参考に、適正な工事発注及び現場の指導等に御配意いただきますようお願いいたします。

また、この時期、落雷による労働災害発生も懸念されますので、気象情報等の早期把握、入手した気象情報等に基づく早期避難や作業中断等、適切な措置につきましても、併せて御指導いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先；労働基準部健康安全課)

別紙3

要請先一覧

	機 関 の 名 称1	機 関 の 名 称2
1	国土交通省　九州地方整備局	大隅河川国道事務所
2	国土交通省　九州地方整備局	川内川河川事務所
3	国土交通省　九州地方整備局	鹿児島国道事務所
4	国土交通省　九州地方整備局	鹿児島営繕事務所
5	国土交通省　九州地方整備局	鹿児島港湾･空港整備事務所
6	国土交通省　九州地方整備局	志布志港湾事務所
7	農林水産省　九州農政局	沖永良部農業水利事業所
8	鹿児島県　土木部	監理課
9	鹿児島県　土木部	道路建設課
10	鹿児島県　土木部	道路維持課
11	鹿児島県　土木部	河　川　課
12	鹿児島県　土木部	砂　防　課
13	鹿児島県　土木部	港湾空港課
14	鹿児島県　土木部	都市計画課
15	鹿児島県　土木部	建　築　課
16	鹿児島県　農政部	農地整備課
17	鹿児島県　農政部	農地保全課
18	鹿児島県　環境林務部	環境林務課
19	鹿児島県　環境林務部	かごしま材振興課
20	鹿児島県　環境林務部	森づくり推進課
21	鹿児島県　商工労働水産部	漁港漁場課
22	建設業労働災害防止協会	鹿児島県支部
23	一般社団法人鹿児島県建設業協会	
24	鹿児島県森林土木協会	

鹿児島県建設工事関係者連絡会議を開催します。

令和2年の休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、令和元年と比較して 90 人（4.5%）増加の 2,100 人となり、平成11年以降最も多い数値となりました。約20年前の平成10年当時の水準となっています。また、死亡者数は14人で前年より1人減少しました。

建設業における令和2年の死傷者数は、305人で前年より7人（2．2%）、死亡者数は3人で前年より3人（50%）減少し、建設業に関しては減少しております。しかしながら過去にも増減を繰り返してきていることから予断を許さない状況です。

労働災害防止対策は、一次的には施工者自らが講ずべきものですが、建設工事においては、重層下請関係も存在し、発注者、施工者、労働局が連携して労働災害防止対策を進めていくことがより効果的です。

このため、鹿児島労働局においては、令和3年度も建設工事における同対策の徹底を期すべく「鹿児島建設工事関係者連絡会議」を開催いたします。この連絡会議では、国や県の発注機関、建設業関係団体、労働災害防止団体及び鹿児島労働局が協力した取組を話し合い、労働災害の一層の減少を図ることとしています。

1　日　時　：　令和3年6月1日(火) 14:00～15:50

2　場　所　：　かごしま県民交流センター　大ホール
　　鹿児島市山下町 14 番 50 号

3　鹿児島建設工事関係者連絡会議の構成員
　国土交通省九州地方整備局(大隅河川国道事務所、川内川河川事務所、鹿児島国道事務所、鹿児島営繕事務所、鹿児島港湾･空港整備事務所、志布志港湾事務所)、農林水産省九州農政局(沖永良部農業水利事業所)、鹿児島県(土木部、商工労働水産部、農政部、環境林務部)、鹿児島県建設業協会、鹿児島県建築協会、鹿児島県港湾漁港建設協会、鹿児島県電設協会、鹿児島県管工事業協同組合連合会、建設業労働災害防止協会鹿児島県支部、鹿児島労働局(健康安全課)

4　内　容
(1) 第 13 次労働災害防止計画の概要及び進捗状況等について
(2) 鹿児島労働局労働災害防止対策「チェスト！緊急ゼロ災運動」について
(3) 建設業における安全衛生対策の推進について
(4) 協議･意見交換等

※　取材について

(1)　撮影等の取材を希望される場合は、5 月 31 日（月）16:00 までに、担当者（健康安全課　今西）まで御連絡ください。

(2)　撮影等は、協議・意見交換等を除く部分といたします。

(3)　新型コロナ感染症対策として、参加者は全員マスク着用をお願いしておりますことから、取材に際しましてもマスク着用をお願いいたします。

（労働基準部健康安全課）

※　参考資料

(1)　鹿児島建設工事関係者連絡会議設置要綱　資料1

(2)　労働災害発生状況の推移　資料2

(3)　令和2年　業種別労働災害発生状況（確定）　資料3

(4)　令和3年　業種別労働災害発生状況（4 月末速報）　資料4

(5)　鹿児島労働局労働災害防止対策「チェスト！緊急ゼロ災運動」　資料5

資料１

鹿児島建設工事関係者連絡会議設置要綱

１　目的

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立し、防災設備の整備等に伴う建設工事の増加やオリンピック、パラリンピック東京大会に向けた各種建設工事の開始に伴い、全国的な人材不足により、人材の質の維持や工事の完成に支障を来すことが懸念されるところ、鹿児島県においても同様の支障が懸念され、工事を施工する建設事業者の取組だけでなく、発注者、施工者、労働局が緊密に連携して労働災害防止対策を進めていく必要がある。

このため、「鹿児島建設工事関係者連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置し、安全衛生に配慮した発注の促進、統括安全衛生管理の徹底等を図ることにより、建設工事における労働災害の一層の減少を図ることを目的とする。

２　連絡会議

（１）連絡会議の種類

都道府県単位の連絡会議の設置

（２）構成員

次に掲げる者を構成員とする。

ア　国・鹿児島県の発注機関

イ　建設業関係団体

ウ　鹿児島労働局

（３）事務局

連絡会議の事務局は、鹿児島労働局労働基準部健康安全課に置く。

（４）協議事項

連絡会議での協議事項は、次のとおりとする。

ア　発注機関の取組

（ア）安全衛生に配慮した発注の促進

（イ）発注時等における施工者の安全衛生の取組評価の促進

（ウ）その他発注者の安全衛生活動の促進に関する事項

イ　建設業関係団体の取組

（ア）災防団体による現場指導

（イ）建設関係団体会員間の相互パトロール

（ウ）その他建設業関係団体による自主的な安全衛生活動の促進に関する事項

ウ　発注機関、建設業関係団体及び鹿児島労働局が協力した取組

（ア）関係者による合同パトロール

（イ）緊急時の相互連絡体制の整備

（ウ）その他連絡会議の関係者が協力して行う安全衛生の取組に関する事項

資料2

全産業及び建設業における労働災害発生状況の推移

（ 鹿 児 島 県 ）

死傷者数　（休業４日以上）

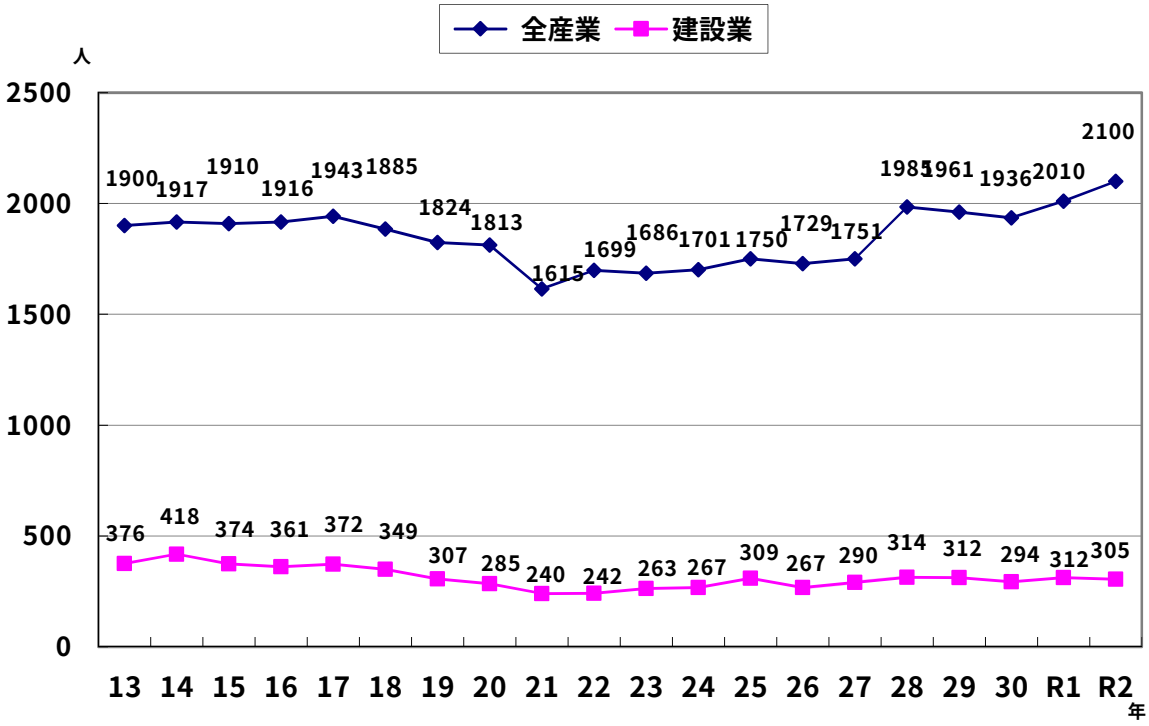

死亡者数

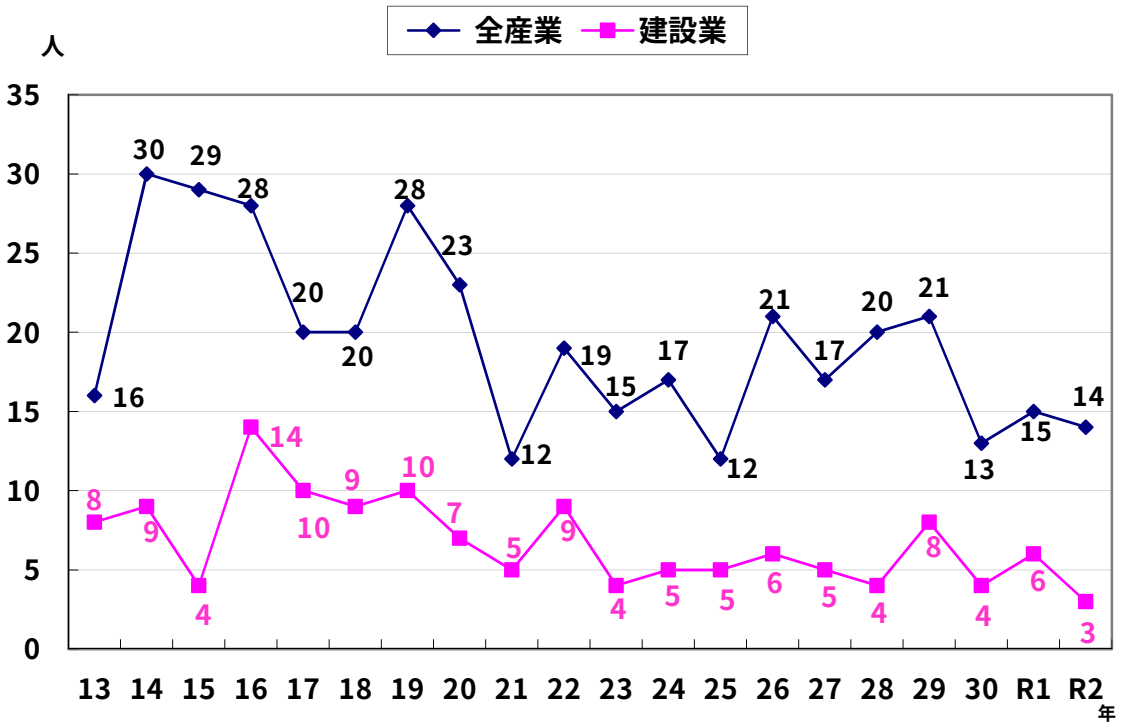

資料３

令和２年（確定値）
業種別死傷災害発生状況　及び　第13次労働災害防止計画（13次防）進捗状況

［※13次防対象期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日］

［※13次防目標値：平成29年に比較して　2022年までに死傷災害５％減（各年目標は年１％減の累積値）　死亡災害各年25％減］

鹿児島労働局

業種＼年	業種別 死傷災害発生状況								13次防目標値 進捗状況					
	令和２年		令和元年		対前年増減数		対前年増減率		令和2年目標値		対目標値増減数		対目標値増減率	
									（死傷者数の目標値は平成29年確定値の3%減、死亡者数の目標値は同25%減の数値としている）				（死傷者数・死亡者数ともに、以下の数値が0%以下のマイナス値となった場合は目標値を達成していることを示す）	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	2100	14	2010	15	90	-1	4.5%	-6.7%	1902	15	198	-1	10.4%	-6.7%
1 製造業	378	2	385	2	-7	0	-1.8%	0.0%	366	1	12	1	3.3%	150.0%
1 食料品製造業	211		224	1	-13	-1	-5.8%	-100.0%	229	1	-18	-1	-7.9%	-100.0%
4 木材･木製品製造業	20		32		-12	0	-37.5%		25		-5		-20.0%	
9 窯業土石製品製造業	19		15	1	4	-1	26.7%	-100.0%	18		1		5.6%	
11～12 金属製品製造業	27	1	32		-5	1	-15.6%		29		-2		-6.9%	
13～15 機械機具製造業	45		24		21	0	87.5%		20		25		125.0%	
上記以外の製造業	56	1	58		-2	1	-3.4%		44		12		27.3%	
2 鉱業	3	0	2	0	1	0	50.0%		6	0	-3	0	-50.0%	
3 建設業	305	3	312	6	-7	-3	-2.2%	-50.0%	303	7	2	-4	0.7%	-57.1%
1 土木工事業	112	2	116	1	-4	1	-3.4%	100.0%	114	2	-2	1	-1.8%	33.3%
2 建築工事業	159	1	159	4	0	-3	0.0%	-75.0%	139	3	20	-2	14.4%	-66.7%
3 その他の建設業	34		37	1	-3	-1	-8.1%	-100.0%	49	2	-15	-2	-30.6%	-100.0%
4 運輸交通業	215	2	193	1	22	1	11.4%	100.0%	183	2	32	0	17.5%	-13.0%
1 鉄道･航空機業	7		7		0	0	0.0%		11		-4		-36.4%	
2 道路旅客運送業	14		6		8	0	133.3%		16		-2		-12.5%	
3 道路貨物運送業	194	2	178	1	16	1	9.0%	100.0%	156	2	38	1	24.4%	33.3%
4 その他の運輸交通業	0		2		-2	0	-100.0%		1		-1		-100.0%	
5 貨物取扱業	14	0	34	0	-20	0	-58.8%		31	1	-17	-1	-54.8%	-100.0%
1 陸上貨物取扱業	4		8		-4	0	-50.0%		10		-6		-60.0%	
2 港湾運送業	10		26		-16	0	-61.5%		21	1	-11	-1	-52.4%	-100.0%
6 農林業	104	2	104	2	0	0	0.0%	0.0%	100	1	4	1	4.0%	150.0%
1 農業	53		47	1	6	-1	12.8%	-100.0%	53		0		0.0%	
2 林業	51	2	57	1	-6	1	-10.5%	100.0%	47	1	4	1	8.5%	150.0%
7 畜産･水産業	101	1	101	0	0	1	0.0%		101	1	0	0	0.0%	25.0%
8 商業	269	3	280	1	-11	2	-3.9%	200.0%	243	1	26	2	10.7%	200.0%
1 卸売業	41		53	1	-12	-1	-22.6%	-100.0%	38		3		7.9%	
2 小売業	190	3	207		-17	3	-8.2%		178	1	12	2	6.7%	200.0%
3 理美容業	4		2		2	0	100.0%		3		1		33.3%	
4 その他の商業	34		18		16	0	88.9%		25		9		36.0%	
9 金融･広告業	18	0	15	0	3	0	20.0%		22	0	-4	0	-18.2%	
11 通信業	33	0	19	0	14	0	73.7%		17	0	16	0	94.1%	
12 教育･研究業	30	0	22	0	8	0	36.4%		19	0	11	0	57.9%	
13 保健衛生業	368	0	288	0	80	0	27.8%		273	0	95	0	34.8%	
1 医療保健業	158		114		44	0	38.6%		106		52		49.1%	
2 社会福祉施設	202		171		31	0	18.1%		161		41		25.5%	
3 その他の保健衛生業	8		3		5	0	166.7%		6		2		33.3%	
14 接客娯楽業	103	0	118	0	-15	0	-12.7%		112	0	-9	0	-8.0%	
1 旅館業	26		30		-4	0	-13.3%		26		0		0.0%	
2 飲食店	44		60		-16	0	-26.7%		58		-14		-24.1%	
3 その他の接客娯楽業	33		28		5	0	17.9%		27		6		22.2%	
上記以外の事業	159	1	137	3	22	-2	16.1%	-66.7%	126	1	33	0	26.2%	0.0%
10 映画･演劇業	0		0		0	0								
15 清掃･と畜業	76		78	2	-2	-2	-2.6%	-100.0%	68	1	8	-1	11.8%	-100.0%
16 官公署	2		1		1	0	100.0%							
17 その他の事業	81	1	58	1	23	0	39.7%	0.0%	58		23	1	39.7%	
陸上貨物運送事業（４－３･５－１）	198	2	186	1	12	1	6.5%	100.0%	166	2	32	1	19.3%	33.3%
第三次産業（８～17）	980	4	879	4	101	0	11.5%	0.0%	813	2	167	2	20.5%	100.0%

① 死傷者数は、令和2年12月末までに発生した労働災害の被災者を令和3年4月7日締めで集計したもの。
② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が４日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
④ 下段の陸上貨物運送事業（４－３･５－１）及び第三次産業（８～17）は、別計。
⑤ 13次防目標値については1未満の端数値を四捨五入処理しているため、業種合計値ないし全産業合計値が一致しない場合があります。

令和2年（確定値）
業種別　事故の型別･年齢別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

事故の型別

業種	順位	令和２年	人数	割合	順位	令和元年	人数	割合
全産業	1	**転倒**	**497**	**23.7%**	1	**転倒**	**442**	**22.0%**
	2	**墜落･転落**	**410**	**19.5%**	2	**墜落･転落**	**367**	**18.3%**
	3	動作の反動･無理な動作	284	13.5%	3	動作の反動･無理な動作	276	13.7%
	4	はさまれ･巻き込まれ	166	7.9%	4	はさまれ･巻き込まれ	240	11.9%
	5	切れ･こすれ	146	7.0%	5	切れ･こすれ	140	7.0%
製造業	1	**転倒**	**109**	**28.8%**	1	**はさまれ･巻き込まれ**	**95**	**24.7%**
	2	**墜落･転落**	**62**	**16.4%**	2	**転倒**	**73**	**19.0%**
	3	はさまれ･巻き込まれ	54	14.3%	3	墜落･転落	59	15.3%
	4	切れ･こすれ	42	11.1%	4	切れ･こすれ	34	8.8%
	5	動作の反動･無理な動作	34	9.0%	5	動作の反動･無理な動作	26	6.8%
建設業	1	**墜落･転落**	**97**	**31.8%**	1	**墜落･転落**	**104**	**33.3%**
	2	**飛来･落下**	**36**	**11.8%**	2	**切れ･こすれ**	**40**	**12.8%**
	3	転倒	29	9.5%	3	はさまれ･巻き込まれ	31	9.9%
	4	はさまれ･巻き込まれ	28	9.2%	4	転倒	29	9.3%
	5	切れ･こすれ	24	7.9%	5	飛来･落下	28	9.0%
陸上貨物運送事業	1	**墜落･転落**	**61**	**30.8%**	1	**墜落･転落**	**57**	**30.6%**
	2	**動作の反動･無理な動作**	**37**	**18.7%**	2	**動作の反動･無理な動作**	**28**	**15.1%**
	3	転倒	24	12.1%	3	転倒	24	12.9%
	4	激突	19	9.6%	4	はさまれ･巻き込まれ	19	10.2%
	5	交通事故（道路）	15	7.6%	5	激突	13	7.0%
林業	1	**激突され**	**20**	**39.2%**	1	**激突され**	**14**	**24.6%**
	2	**墜落･転落**	**8**	**15.7%**	2	**切れ･こすれ**	**13**	**22.8%**
	3	切れ･こすれ	7	13.7%	3	飛来･落下	9	15.8%
	4	飛来･落下	4	7.8%	4	墜落･転落	8	14.0%
	5	はさまれ･巻き込まれ	3	5.9%	5	崩壊･倒壊	4	7.0%
第三次産業	1	**転倒**	**297**	**30.3%**	1	**転倒**	**287**	**32.7%**
	2	**動作の反動･無理な動作**	**186**	**19.0%**	2	**動作の反動･無理な動作**	**182**	**20.7%**
	3	墜落･転落	149	15.2%	3	墜落･転落	108	12.3%
	4	その他	70	7.1%	4	交通事故（道路）	77	8.8%
	4	交通事故（道路）	70	7.1%	5	はさまれ･巻き込まれ	47	5.3%
小売業	1	**転倒**	**69**	**36.3%**	1	**転倒**	**63**	**30.4%**
	2	**墜落･転落**	**36**	**18.9%**	2	**動作の反動･無理な動作**	**34**	**16.4%**
	3	動作の反動･無理な動作	23	12.1%	3	墜落･転落	28	13.5%
	4	交通事故（道路）	16	8.4%	4	交通事故（道路）	27	13.0%
	5	切れ･こすれ	13	6.8%	5	切れ･こすれ	14	6.8%
社会福祉施設	1	**転倒**	**79**	**39.1%**	1	**動作の反動･無理な動作**	**65**	**38.0%**
	2	**動作の反動･無理な動作**	**67**	**33.2%**	2	**転倒**	**55**	**32.2%**
	3	墜落･転落	13	6.4%	3	墜落･転落	10	5.8%
	4	激突され	10	5.0%	4	その他	9	5.3%
	5	激突	9	4.5%	5	激突	6	3.5%
飲食店	1	**転倒**	**14**	**31.8%**	1	**転倒**	**20**	**33.3%**
	2	**切れ･こすれ**	**9**	**20.5%**	2	高温･低温の物との接触	**11**	**18.3%**
	3	墜落･転落	7	15.9%	3	切れ･こすれ	10	16.7%
	4	動作の反動･無理な動作	5	11.4%	4	動作の反動･無理な動作	4	6.7%
	5	高温･低温の物との接触	4	9.1%	5	墜落･転落	3	5.0%

年齢別

	令和２年		令和元年		増減数
	人数	割合	人数	割合	人数
～19歳	42	2.0%	30	1.5%	12
20歳～29歳	202	9.7%	223	11.1%	-21
30歳～39歳	285	13.8%	312	15.5%	-27
40歳～49歳	416	20.1%	351	17.5%	65
50歳～59歳	**506**	**24.4%**	**471**	**23.4%**	**35**
60歳～	**649**	**31.3%**	**623**	**31.0%**	**26**
～19歳	11	2.9%	5	1.3%	6
20歳～29歳	38	10.2%	54	14.0%	-16
30歳～39歳	54	14.4%	57	14.8%	-3
40歳～49歳	78	20.9%	75	19.5%	3
50歳～59歳	**93**	**24.9%**	**72**	**18.7%**	**21**
60歳～	**104**	**27.8%**	**122**	**31.7%**	**-18**
～19歳	6	2.0%	6	1.9%	0
20歳～29歳	34	11.3%	40	12.8%	-6
30歳～39歳	47	15.6%	44	14.1%	3
40歳～49歳	55	18.3%	54	17.3%	1
50歳～59歳	**56**	**18.6%**	**65**	**20.8%**	**-9**
60歳～	**107**	**35.5%**	**103**	**33.0%**	**4**
～19歳	2	1.0%	3	1.6%	-1
20歳～29歳	14	7.1%	17	9.1%	-3
30歳～39歳	25	12.7%	30	16.1%	-5
40歳～49歳	48	24.4%	38	20.4%	10
50歳～59歳	**71**	**36.0%**	**59**	**31.7%**	**12**
60歳～	**38**	**19.3%**	**39**	**21.0%**	**-1**
～19歳			1	1.8%	
20歳～29歳	6	12.0%	6	10.5%	0
30歳～39歳	9	18.0%	10	17.5%	-1
40歳～49歳	14	28.0%	12	21.1%	2
50歳～59歳	**12**	**24.0%**	**17**	**29.8%**	**-5**
60歳～	**10**	**20.0%**	**11**	**19.3%**	**-1**
～19歳	18	1.9%	11	1.3%	7
20歳～29歳	85	8.8%	75	8.5%	10
30歳～39歳	123	12.8%	130	14.8%	-7
40歳～49歳	177	18.4%	135	15.4%	42
50歳～59歳	**240**	**25.0%**	**219**	**24.9%**	**21**
60歳～	**337**	**35.1%**	**309**	**35.2%**	**28**
～19歳	5	2.7%	1	0.5%	4
20歳～29歳	18	9.6%	12	5.8%	6
30歳～39歳	16	8.5%	26	12.6%	-10
40歳～49歳	18	9.6%	31	15.0%	-13
50歳～59歳	**43**	**22.9%**	**55**	**26.6%**	**-12**
60歳～	**90**	**47.9%**	**82**	**39.6%**	**8**
～19歳	1	0.5%	0	0.0%	1
20歳～29歳	19	9.9%	19	11.1%	0
30歳～39歳	31	16.2%	29	17.0%	2
40歳～49歳	33	17.3%	27	15.8%	6
50歳～59歳	**43**	**22.5%**	**36**	**21.1%**	**7**
60歳～	**75**	**39.3%**	**60**	**35.1%**	**15**
～19歳	7	16.3%	9	15.0%	-2
20歳～29歳	4	9.3%	6	10.0%	-2
30歳～39歳	4	9.3%	9	15.0%	-5
40歳～49歳	6	14.0%	6	10.0%	0
50歳～59歳	**13**	**30.2%**	**11**	**18.3%**	**2**
60歳～	**10**	**23.3%**	**19**	**31.7%**	**-9**

※事故の型別について･･･上位5位までの型のみを表示しています。

※表中の太字表記について･･･事故の型別は発生数の多い2つの型を、年齢別は全業種的に発生割合が高い50歳代以上を太字で表記しています。

令和3年4月末（速報）
業種別死傷災害発生状況　及び　第13次労働災害防止計画（13次防）進捗状況

［※13次防対象期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日］

［※13次防目標値：平成29年に比較して　2022年までに死傷災害５％減（各年目標は年１％減の累積値）　死亡災害各年25％減］

鹿児島労働局

業種＼年	業種別 死傷災害発生状況								13次防目標値 進捗状況					
	令和３年（4月末）		令和２年（同月末）		対前年増減数		対前年増減率		令和3年目標値		対目標値増減数		対目標値増減率	
									（死傷者数の目標値は29年4月末速報値の4%減、死亡者数の目標値は同25%減の数値としている）				（死傷者数・死亡者数ともに、以下の数値が0%以下のマイナス値となった場合は目標値を達成していることを示す）	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	507	7	483	3	24	3	5.0%	100.0%	464	5	43	2	9.3%	40.0%
1　製造業	89	0	86	0	3	0	3.5%		91	1	-2	-1	-2.2%	-100.0%
1　食料品製造業	53		54		-1	0	-1.9%		55	1	-2		-3.6%	0.0%
4　木材･木製品製造業	5		4		1	0	25.0%		5		0		0.0%	
9　窯業土石製品製造業	7		2		5	0	250.0%		6		1		16.7%	
11～12　金属製品製造業	2		3		-1	0	-33.3%		8		-6		-75.0%	
13～15　機械機具製造業	11		11		0	0	0.0%		6		5		83.3%	
上記以外の製造業	11		12		-1	0	-8.3%		12		-1		-8.3%	
2　鉱業	0	0	1	0	-1	0	-100.0%		1	0	-1	0	-100.0%	
3　建設業	75	1	81	2	-6	-1	-7.4%	-50.0%	73	0	2	1	2.7%	
1　土木工事業	25	1	33	1	-8	0	-24.2%	0.0%	29		-4		-13.8%	
2　建築工事業	41		40	1	1	-1	2.5%	-100.0%	29		12		41.4%	
3　その他の建設業	9		8		1	0	12.5%		15		-6		-40.0%	
4　運輸交通業	60	0	65	0	-5	0	-7.7%		54	2	6	-2	11.1%	-100.0%
1　鉄道･航空機業	2		2		0	0	0.0%		6	1	-4		-66.7%	0.0%
2　道路旅客運送業	1		4		-3	0	-75.0%		7		-6		-85.7%	
3　道路貨物運送業	56		59		-3	0	-5.1%		40	1	16		40.0%	0.0%
4　その他の運輸交通業	1		0		1	0			1		0	0	0.0%	
5　貨物取扱業	5	0	2	0	3	0	150.0%		9	1	-4	-1	-44.4%	-100.0%
1　陸上貨物取扱業	1		1		0	0	0.0%		5		-4	0	-80.0%	
2　港湾運送業	4		1		3	0	300.0%		4	1	0		0.0%	0.0%
6　農林業	24	3	28	1	-4	1	-14.3%	100.0%	27	1	-3	2	-11.1%	200.0%
1　農業	13	1	15		-2	1	-13.3%		12		1		8.3%	
2　林業	11	2	13	1	-2	0	-15.4%	0.0%	15	1	-4		-26.7%	0.0%
7　畜産･水産業	23	0	24	0	-1	0	-4.2%		24	0	-1	0	-4.2%	
8　商業	70	1	64	0	6	1	9.4%		49	0	21	1	42.9%	
1　卸売業	13	1	10		3	1	30.0%		5		8		160.0%	
2　小売業	53		42		11	0	26.2%		37		16		43.2%	
3　理美容業	2		1		1	0	100.0%		0		2			
4　その他の商業	2		11		-9	0	-81.8%		7		-5		-71.4%	
9　金融･広告業	8	0	1	0	7	0	700.0%		7	0	1	0	14.3%	
11　通信業	4	0	9	0	-5	0	-55.6%		5	0	-1	0	-20.0%	
12　教育･研究業	4	0	3	0	1	0	33.3%		5	0	-1	0	-20.0%	
13　保健衛生業	76	0	65	0	11	0	16.9%		64	0	12	0	18.8%	
1　医療保健業	29		22		7	0	31.8%		22		7		31.8%	
2　社会福祉施設	44		42		2	0	4.8%		41		3		7.3%	
3　その他の保健衛生業	3		1		2	0	200.0%		1		2		200.0%	
14　接客娯楽業	31	0	28	0	3	0	10.7%		28	0	3	0	10.7%	
1　旅館業	5		4		1	0	25.0%		6		-1		-16.7%	
2　飲食店	17		8		9	0	112.5%		11		6		54.5%	
3　その他の接客娯楽業	9		16		-7	0	-43.8%		12		-3		-25.0%	
上記以外の事業	38	2	26	0	12	2	46.2%		28	0	10	2	35.7%	
10　映画･演劇業	0		0		0	0			0		0			
15　清掃･と畜業	22	2	14		8	2	57.1%		15		7		46.7%	
16　官公署	0		0		0	0			0		0			
17　その他の事業	16		12		4	0	33.3%		12		4		33.3%	
陸上貨物運送事業（４－３･５－１）	57	0	60	0	-3	0	-5.0%		45	1	12	-1	26.7%	-100.0%
第三次産業（８～17）	231	3	196	0	35	3	17.9%		185	0	46	3	24.9%	

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が４日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
④ 下段の陸上貨物運送事業（４－３･５－１）及び第三次産業（８～17）は、別計。
⑤ 13次防目標値については1未満の端数値を四捨五入処理しているため、業種合計値ないし全産業合計値が一致しない場合があります。

令和3年4月末（速報）
業種別　事故の型別･年齢別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

事故の型別

業種	順位	令和３年（4月末）	人数	割合	順位	令和２年（同月末）	人数	割合
全産業	1	**転倒**	**113**	**22.3%**	1	**転倒**	**125**	**25.9%**
	2	**墜落･転落**	**101**	**19.9%**	2	**墜落･転落**	**106**	**21.9%**
	3	動作の反動･無理な動作	69	13.6%	3	動作の反動･無理な動作	57	11.8%
	4	はさまれ･巻き込まれ	52	10.3%	4	切れ･こすれ	38	7.9%
	5	激突され	33	6.5%	5	激突され	33	6.8%
製造業	1	**転倒**	**26**	**29.2%**	1	**転倒**	**28**	**32.6%**
	2	**墜落･転落**	**19**	**21.3%**	2	**墜落･転落**	**14**	**16.3%**
	3	はさまれ･巻き込まれ	17	19.1%	3	切れ･こすれ	12	14.0%
	4	切れ･こすれ	7	7.9%	4	動作の反動･無理な動作	9	10.5%
	5	激突	5	5.6%	4	はさまれ･巻き込まれ	9	10.5%
建設業	1	**墜落･転落**	**25**	**33.3%**	1	**墜落･転落**	**32**	**39.5%**
	2	**飛来･落下**	**12**	**16.0%**	2	**転倒**	**11**	**13.6%**
	3	転倒	7	9.3%	3	飛来･落下	10	12.3%
	3	はさまれ･巻き込まれ	7	9.3%	4	切れ･こすれ	7	8.6%
	5	激突	6	8.0%	5	激突され	5	6.2%
陸上貨物運送事業	1	**墜落･転落**	**21**	**36.8%**	1	**墜落･転落**	**16**	**26.7%**
	2	**動作の反動･無理な動作**	**9**	**15.8%**	2	**激突**	**9**	**15.0%**
	3	激突され	7	12.3%	2	動作の反動･無理な動作	9	15.0%
	4	はさまれ･巻き込まれ	6	10.5%	4	転倒	7	11.7%
	5	飛来･落下	4	7.0%	5	飛来･落下	5	8.3%
林業	1	**激突され**	**6**	**54.5%**	1	**激突され**	**6**	**46.2%**
	2	**墜落･転落**	**3**	**27.3%**	2	**墜落･転落**	**2**	**15.4%**
	3	はさまれ･巻き込まれ	1	9.1%	3	転倒	1	7.7%
	3	切れ･こすれ	1	9.1%	3	飛来･落下	1	7.7%
					3	崩壊･倒壊	1	7.7%
第三次産業	1	**転倒**	**70**	**30.3%**	1	**転倒**	**72**	**36.7%**
	2	**動作の反動･無理な動作**	**50**	**21.6%**	2	**動作の反動･無理な動作**	**35**	**17.9%**
	3	墜落･転落	24	10.4%	3	墜落･転落	34	17.3%
	4	その他	21	9.1%	4	交通事故（道路）	12	6.1%
	5	切れ･こすれ	14	6.1%	5	切れ･こすれ	11	5.6%
小売業	1	**転倒**	**20**	**37.7%**	1	**転倒**	**19**	**45.2%**
	2	**動作の反動･無理な動作**	**12**	**22.6%**	2	**墜落･転落**	**9**	**21.4%**
	3	墜落･転落	5	9.4%	3	動作の反動･無理な動作	4	9.5%
	3	激突	5	9.4%	4	はさまれ･巻き込まれ	2	4.8%
	3	切れ･こすれ	3	5.7%	4	切れ･こすれ	2	4.8%
社会福祉施設	1	**動作の反動･無理な動作**	**15**	**34.1%**	1	**動作の反動･無理な動作**	**17**	**40.5%**
	2	**転倒**	**9**	**20.5%**	2	**転倒**	**14**	**33.3%**
	3	その他	8	18.2%	3	切れ･こすれ	3	7.1%
	3	激突され	4	9.1%	4	墜落･転落	2	4.8%
	5	切れ･こすれ	3	6.8%	4	激突	2	4.8%
飲食店	1	**転倒**	**9**	**52.9%**	1	**切れ･こすれ**	**4**	**50.0%**
	2	**高温･低温の物との接触**	**4**	**23.5%**	2	**転倒**	**1**	**12.5%**
	3	切れ･こすれ	2	11.8%	2	**激突され**	**1**	**12.5%**
	4	墜落･転落	1	5.9%	2	高温･低温の物との接触	1	12.5%
	4	有害物等との接触	1	5.9%	2	動作の反動･無理な動作	1	12.5%

年齢別

	令和３年（4月末） 人数	令和３年（4月末） 割合	令和２年（同月末） 人数	令和２年（同月末） 割合	増減数 人数
～19歳	15	3.0%	11	2.3%	4
20歳～29歳	41	8.1%	57	12.7%	-16
30歳～39歳	83	16.4%	67	12.7%	16
40歳～49歳	100	19.7%	87	19.2%	13
50歳～59歳	**115**	**22.7%**	**116**	**24.9%**	**-1**
60歳～	**153**	**30.2%**	**145**	**28.2%**	**8**
～19歳	2	2.2%	3	4.7%	-1
20歳～29歳	9	10.1%	13	18.8%	-4
30歳～39歳	12	13.5%	13	10.9%	-1
40歳～49歳	16	18.0%	18	18.8%	-2
50歳～59歳	**23**	**25.8%**	**17**	**23.4%**	**6**
60歳～	**27**	**30.3%**	**22**	**23.4%**	**5**
～19歳	3	4.0%	2	1.6%	1
20歳～29歳	3	4.0%	11	14.5%	-8
30歳～39歳	15	20.0%	7	6.5%	8
40歳～49歳	16	21.3%	14	19.4%	2
50歳～59歳	**17**	**22.7%**	**17**	**19.4%**	**0**
60歳～	**21**	**28.0%**	**30**	**38.7%**	**-9**
～19歳	1	1.8%	2	2.6%	-1
20歳～29歳	2	3.5%	5	5.1%	-3
30歳～39歳	9	15.8%	4	5.1%	5
40歳～49歳	17	29.8%	17	33.3%	0
50歳～59歳	**14**	**24.6%**	**18**	**30.8%**	**-4**
60歳～	**14**	**24.6%**	**14**	**23.1%**	**0**
～19歳	0	0.0%	0	0.0%	0
20歳～29歳	2	18.2%	2	11.1%	0
30歳～39歳	3	27.3%	4	33.3%	-1
40歳～49歳	2	18.2%	2	22.2%	0
50歳～59歳	**0**	**0.0%**	**3**	**22.2%**	**-3**
60歳～	**4**	**36.4%**	**2**	**11.1%**	**2**
～19歳	4	1.7%	3	1.4%	1
20歳～29歳	20	8.7%	17	9.4%	3
30歳～39歳	37	16.0%	29	15.8%	8
40歳～49歳	44	19.0%	28	15.8%	16
50歳～59歳	**54**	**23.4%**	**51**	**26.6%**	**3**
60歳～	**72**	**31.2%**	**68**	**30.9%**	**4**
～19歳	1	1.9%	0	0.0%	1
20歳～29歳	1	1.9%	4	12.5%	-3
30歳～39歳	7	13.2%	3	9.4%	4
40歳～49歳	8	15.1%	3	6.3%	5
50歳～59歳	**11**	**20.8%**	**11**	**28.1%**	**0**
60歳～	**25**	**47.2%**	**21**	**43.8%**	**4**
～19歳	1	2.3%	0	0.0%	1
20歳～29歳	5	11.4%	4	9.7%	1
30歳～39歳	10	22.7%	9	16.1%	1
40歳～49歳	8	18.2%	8	25.8%	0
50歳～59歳	**10**	**22.7%**	**8**	**19.4%**	**2**
60歳～	**10**	**22.7%**	**13**	**29.0%**	**-3**
～19歳	0	0.0%	2	16.7%	-2
20歳～29歳	4	23.5%	2	16.7%	2
30歳～39歳	0	0.0%	0	0.0%	0
40歳～49歳	1	5.9%	1	16.7%	0
50歳～59歳	**5**	**29.4%**	**3**	**50.0%**	**2**
60歳～	**7**	**41.2%**	**0**	**0.0%**	**7**

※事故の型別について･･･上位5位までの型のみを表示しています。

※表中の太字表記について･･･事故の型別は発生数の多い2つの型を、年齢別は全業種的に発生割合が高い50歳代以上を太字で表記しています。

鹿児島労働局労働災害防止対策
【チェスト！緊急ゼロ災運動】
― R３.４.２０～R３.１２.３１ ―

資料5

県内の労働災害による休業４日以上の死傷者数が急増しています

○ 令和２年の労働災害による死傷者数 【グラフ1、2】
死亡者数：１４人（前年比－１人、６．７％減少）
死傷者数：２，１００人（前年比＋９０人、４．５％増加）

○ 転倒災害と墜落・転落災害で、全体の４割強を占める 【グラフ3】

鹿児島労働局は、急増する労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、「鹿児島労働局労働災害防止対策（チェスト！緊急ゼロ災運動）」を設定・展開し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止への取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を図ることとしています。

労使一体となって、労働災害のない安全・安心な職場の実現のための積極的な取組を一層推進しましょう（「チェスト！緊急ゼロ災運動実施要綱」（裏面参照））。

◇ 経営トップによる「安全パトロール」や「安全衛生活動の総点検」を実施しましょう。
◇ 職場における安全管理者・安全推進者等の選任など安全衛生管理体制等を整備・確立し、その職務を励行させましょう。
◇ 雇入れ時及び作業変更時の安全衛生教育を確実に実施しましょう。
◇ 転倒災害防止対策に取組みましょう。 ◇ クールワークで熱中症予防対策に取組みましょう。
◇ 高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取組みましょう。

【グラフ1】 死傷者の推移（業種別・年別）

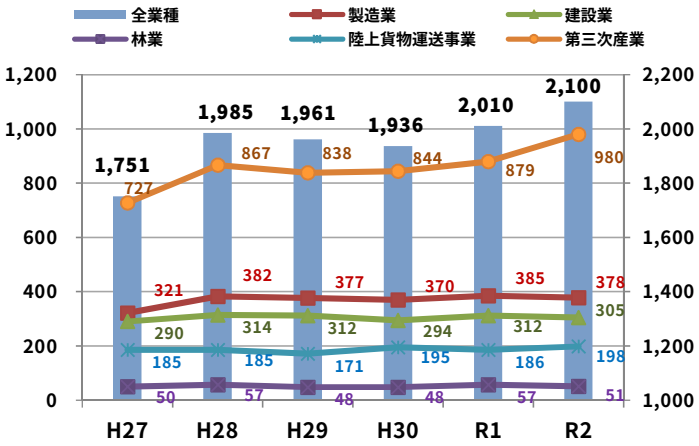

【グラフ3】 死傷災害発生状況（事故の型別・年別）

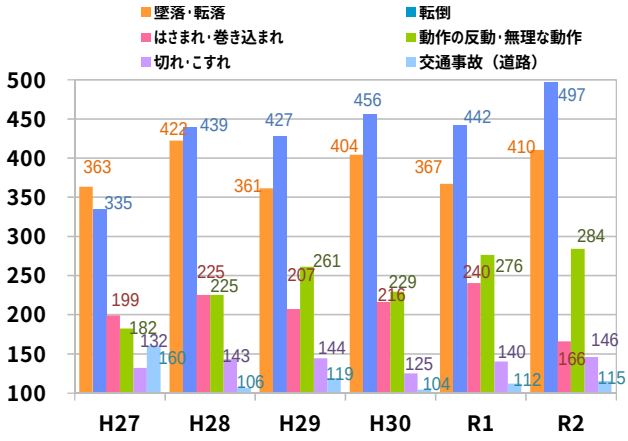

【グラフ2】 死亡災害発生状況（業種別・年別）

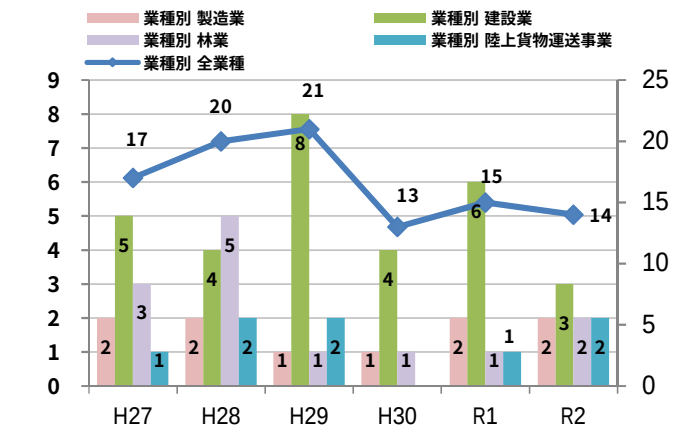

【グラフ4】 死傷災害発生状況（年齢別・年別）

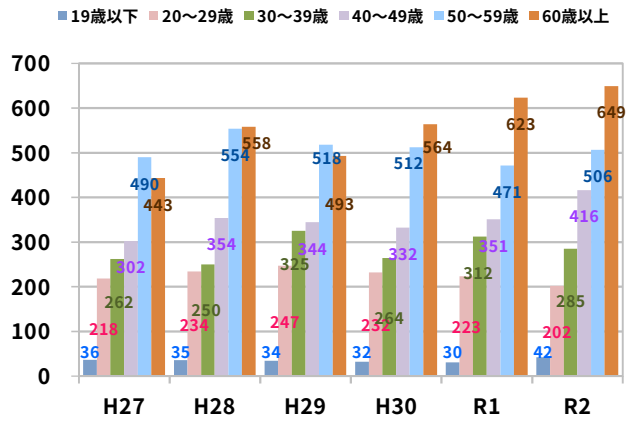

鹿児島労働局労働災害防止対策（チェスト！緊急ゼロ災運動）実施要綱（抄）

1　趣　　旨

鹿児島県における労働災害による休業４日以上の死傷者数は、長期的には減少しているものの、最少となった平成21年の1,615人を境に下げ止まりの感があり、最近はむしろ増加傾向にある。令和２年は2,100人と大幅に増加し、平成10年当時の2,106人に迫る水準となり極めて危機的な状況となっている。また、死亡者数は13次防の目標である毎年15人以下は何とか達成できているものの、下げ止まっているような状況である。

これらの増加の背景には、新型コロナウイルス感染症対策というこれまで経験したことのないような事業活動の変化やそれに伴う景気等の経済的要因による影響や人手不足が顕在化していることによる影響等も考えられるほか、コロナ禍で安全に対する意識が事業者、労働者ともに稀薄になってしまい、製造業及び小売業、社会福祉施設などの第三次産業を中心に、適切な防止対策がとられず転倒災害が増加していること、さらには70歳までの雇用継続措置の導入など高年齢労働者の雇用促進が進められる中、高年齢労働者に多い転倒災害の増加を後押ししている構図となっていることなども要因の一つと考えられる。

このような労働災害の急増を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止対策への重点的な取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を特に図る。

2　実　施　期　間

令和３年４月20日～令和３年12月31日

3　実　　施　　者

鹿児島労働局、労働基準監督署

4　実施事項（抄）

鹿児島労働局・労働基準監督署

○　労働災害防止団体、関係団体等に対する労働災害防止活動の取組強化に関する特別要請
○　建設現場パトロールの実施
○　第三次産業に属する事業場に対して、監督指導、個別指導、集団指導等の実施
○　食料品製造業・飲食店・小売業・社会福祉施設・医療保健業に対する緊急自主点検の実施
○　特に、高年齢労働者の転倒災害防止対策のとして、「ストップ！転倒災害プロジェクト（＊１）」の周知・啓発

（＊1）　STOP!転倒災害プロジェクト

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」　STOP！転倒　検索

災害防止団体・業界団体等・事業者

【共通】
○　経営トップによる「安全パトロール」、「安全衛生活動の総点検」の実施
○　安全衛生管理体制等の整備・促進・職務励行
○　雇入れ時・作業変更時の安全衛生教育の実施
○　ストップ！転倒災害プロジェクトの取組促進
○　高年齢労働者対策
○　熱中症対策の実施

【食料品製造業】
○　４Ｓ活動（＊２）の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進
○　食品加工用機械等によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害の防止対策の推進

【建設業】
○　足場・梁、はしご・脚立などからの墜落・転落災害防止対策の推進、また、ハーネス型安全帯の普及促進
○　伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進

【林業】
○　伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進、特に、合図、避難確認の徹底

【社会福祉施設・医療保健業】
○　腰痛予防対策
○　４Ｓ活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

【小売業】
○　４Ｓ活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

（＊2）
４Ｓとは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが４Ｓ活動です。

鹿児島労働局健康安全課（R3.4月作成）

労働保険の年度更新（申告・納付）は
６月１日から７月１２日までです

郵送や電子申請による手続へのご協力をお願いします。

労働保険料は、労働者の業務上または通勤途中の負傷や疾病、死亡等に対して行う保険給付、労働者が失業したときや就職促進のための給付、事業主に対して行う各種助成等といったセーフティーネットの財政基盤となるものです。

期限内の申告、納付をお願いします。

（総務部労働保険徴収室）

令和
3年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

労災保険・雇用保険

6/1(火)～7/12(月)

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。
- 口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 年度更新お知らせページ　年度更新　お知らせ　検索

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
(一社) 全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp